

伊賀市こども計画

～夢みる明日（みらい）は必ずやって来る！～

（中間案）

健康福祉部こども未来課

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
5. 年齢区分などの語句の定義	4
第2章 伊賀市のこども・若者をとりまく状況	5
1. こども・若者にかかる人口・世帯等の状況	5
2. アンケート結果からみるこどもと子育て世帯の状況	16
3. 課題の整理	25
第3章 計画の基本的な考え方（総論）	27
1. 基本理念	27
2. 基本方針	28
3. 基本目標	29
4. 施策の体系	30
第4章 目標実現のための施策（各論）	35
1. はじめの50か月未来への第一歩！～妊娠、出産、乳児期～	35
2. こどもの成長を応援！～幼児期から学童期、思春期～	39
3. 自己実現への挑戦！～青年期～	48
4. 様々な状況にあるこどもへの支援	51
5. 子育て世帯をとりまく環境の整備	60
6. ライフステージ別の取り組み一覧	66

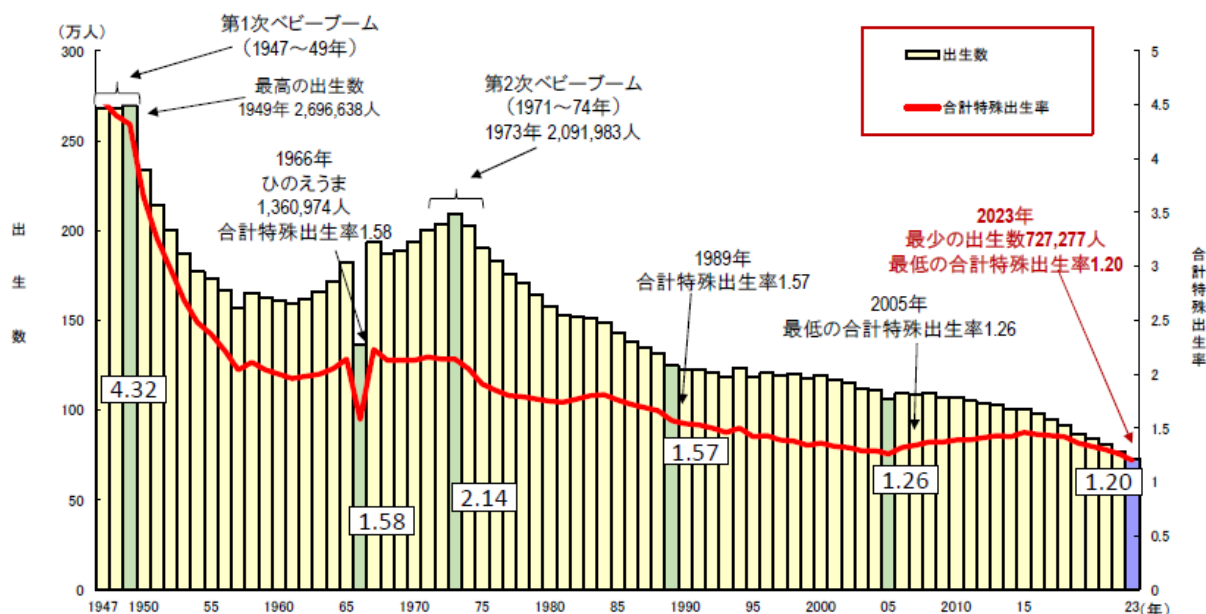
第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画	69
1. 第2期計画の振り返り	69
2. 伊賀市における子育て支援の取り組み状況	74
3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	82
4. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期	83
5. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期	88
6. 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進	99
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	99
8. 総合的なこどもの放課後対策の推進	100
 第6章 計画の推進	 103
1. 計画の推進体制	103
2. 計画の進行管理	103
3. 計画の公表	103

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、1990（平成2）年のいわゆる「1.57 ショック（前年 1989 年の合計特殊出生率が、戦後最低だった「ひのえうま」の 1.58 を下回ったことによるもの）」から本格的な少子化対策と子育て支援の取り組みが始まりました。それまでは、子育ては家庭で行うことを第一義に、子育て（保育）に欠ける場合のみ公的なサービスを実施するというのが基本でしたが、1990 年代以降、核家族化と共働き世帯の増加によって保育サービスの需要が増大し、少子化の進行と相まって、社会全体で子育てやこどもの育成を支え、安心してこどもを産み育てられるようにするための施策や環境整備の必要性が認識されるようになりました。

【全国 出生数と合計特殊出生率の推移】



資料：厚生労働省 人口動態統計月報年計(概数)の概況

時を同じくして、国連では「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され（1989（平成元）年）、わが国も 1994（平成 5）年に批准しました。こどもの権利条約は、18 歳未満のこどもは守られる対象であるのみならず、生きる権利、成長する権利、教育を受ける権利、参加する権利など、権利を持つ主体であることを明確にするものでした。

その後、子育て支援に関するさまざまな施策が打ち出され、安心してこどもを産み育てるための環境整備が進みました。2000（平成 12）年以降の社会保障制度改革の流れの中では、子育て支援に関しても重要な施策と位置づけられ、増え続ける保育ニーズによって慢性化していた待機児童対策に本腰が入れられるようになりました。2015（平成 27）年には「子ども・子育て支援新制度」のもとで、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業

計画」が全国の市町村で一斉に策定されました。さらにその後も、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て支援の充実が図られていますが、残念ながら少子化には歯止めがかかっていない現状があります。

一方、子どもの権利条約批准後も法整備は進まず、2022（令和 4）年ようやく「こども基本法」が制定され、2023（令和 5）年 4 月から施行され、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。これらの背景には、増え続ける児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、こどもの貧困が注目されるなど、こどもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。さらには、「こども基本法」が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、成人年齢である 18 歳や 20 歳で必要な支援が途切れることがないよう、こども・若者育成といった視点が必要とされています。

こうした流れの中、本市でも、こども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心してこどもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。2015（平成 27）年度には第 1 期にあたる「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2020（令和 2）年度には「第 2 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。この中で、計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長できるまち伊賀市」としており、こどもの人権にも着目したその理念は、「こども基本法」にも通ずるものとなっています。

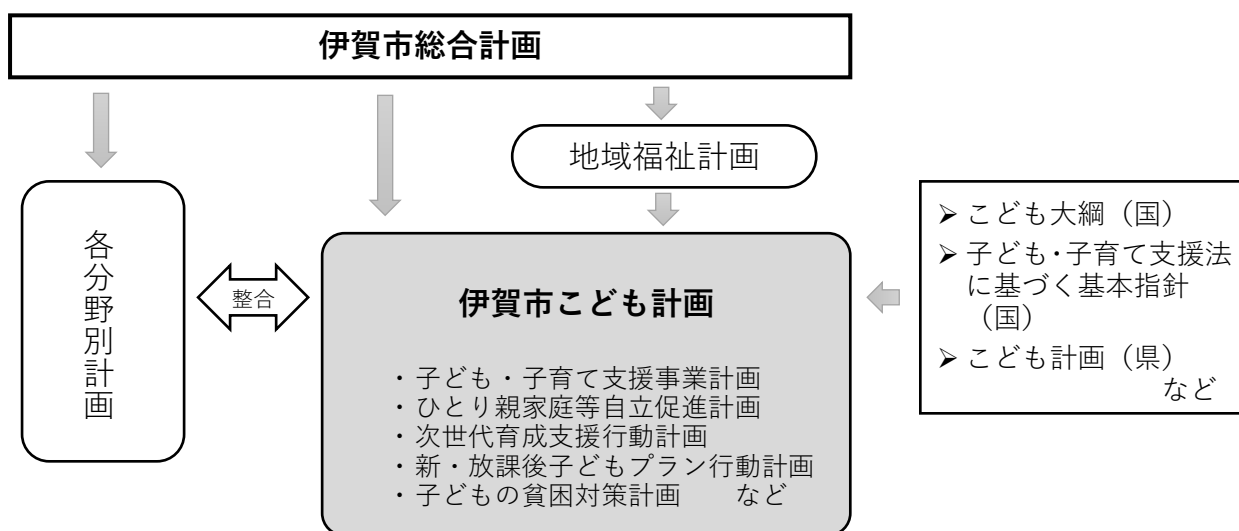
今後も、こども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取り組みと、さらなるこども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、新たに「第 3 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「伊賀市こども計画」を策定するものです。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「こども基本法」第3条の基本理念や、第9条に定める「こども大綱」を勘案し、伊賀市における「こども・若者施策」をなすものとして、「こども基本法」第10条に基づく市町村こども計画として位置づけます。

加えて、本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、こども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」「伊賀市障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。



さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

これらとともに、明るい未来に向け、こども・若者が誰一人取り残されることなく、多様で包摂性のある社会をめざして、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取り組みとしても位置づけます。

【関連する SDGs】



3. 計画の期間

本計画は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までの 5 か年を計画期間とします。

なお、こども・若者施策やこども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2027（令和 9）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
第 1 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画					第 2 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画					伊賀市こども計画 第 3 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「こども基本法」第 13 条及び「子ども・子育て支援法」第 72 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市こども未来応援会議」において協議を行うとともに、「伊賀市こども・子育て支援庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行います。

また、こども及び保護者の意見を反映させるため、保護者へのアンケートを実施するほか、直接、こども・若者からの意見聴取を行います。

さらに、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。

5. 年齢区分などの語句の定義

この計画においては、年齢区分などの語句の定義は次のとおりとします。

年齢区分等	定義
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの期間
学童期	小学校に通う期間
思春期	中学校に通う期間
青年期	高校生から概ね 35 歳未満
こども	こども基本法で規定されている内容と同様の「心身の発達の過程にある者」で明確に限定するものではなく、大人の対義的な意味で用いるもの
若者	こどもの期間に含まれるものではあるが、青年期を中心にこどもをとらえる場合に用いるもの

第2章 伊賀市のこども・若者を取りまく状況

1. こども・若者にかかる人口・世帯等の状況

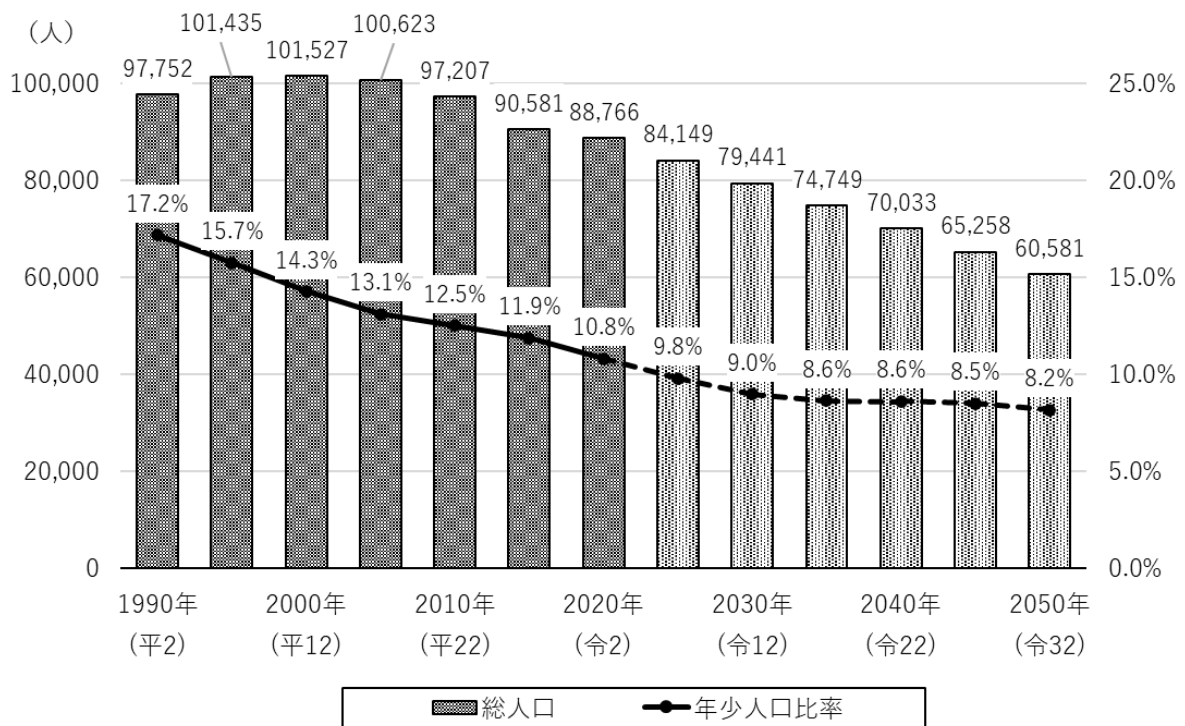
(1) こどもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

① 総人口の推移・推計

本市の長期的な総人口の推移をみると、2000（平成12）年をピークに減少が続いており、社会保障人口問題研究所の推計によると30年後の2050（令和32）年には、ピーク時の6割程度の人口となることが見込まれています。

この間、年少人口比率も下がり続け、30年後の2050（令和32）年には、ピーク時の半分程度まで低下することが見込まれています。

◆ 総人口の推移・推計（長期推計）



資料：国勢調査（各年10月1日現在／1990～2020年）

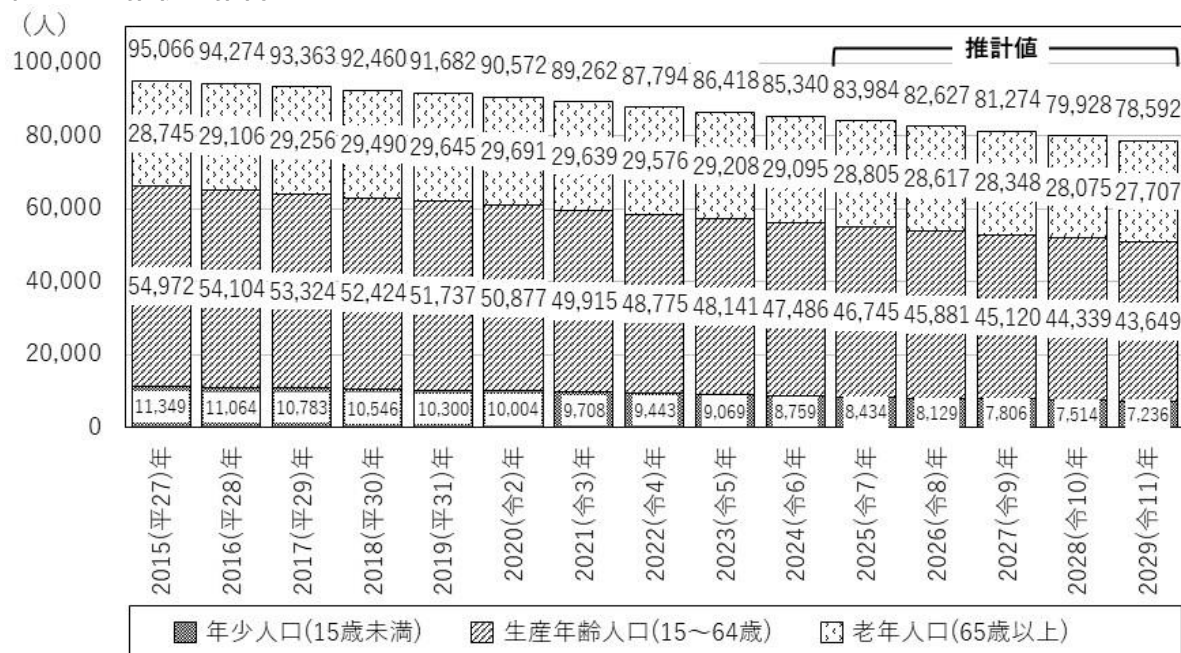
及び社会保障人口問題研究所推計（2025～2050年）

② 総人口・年齢別人口の推移・推計

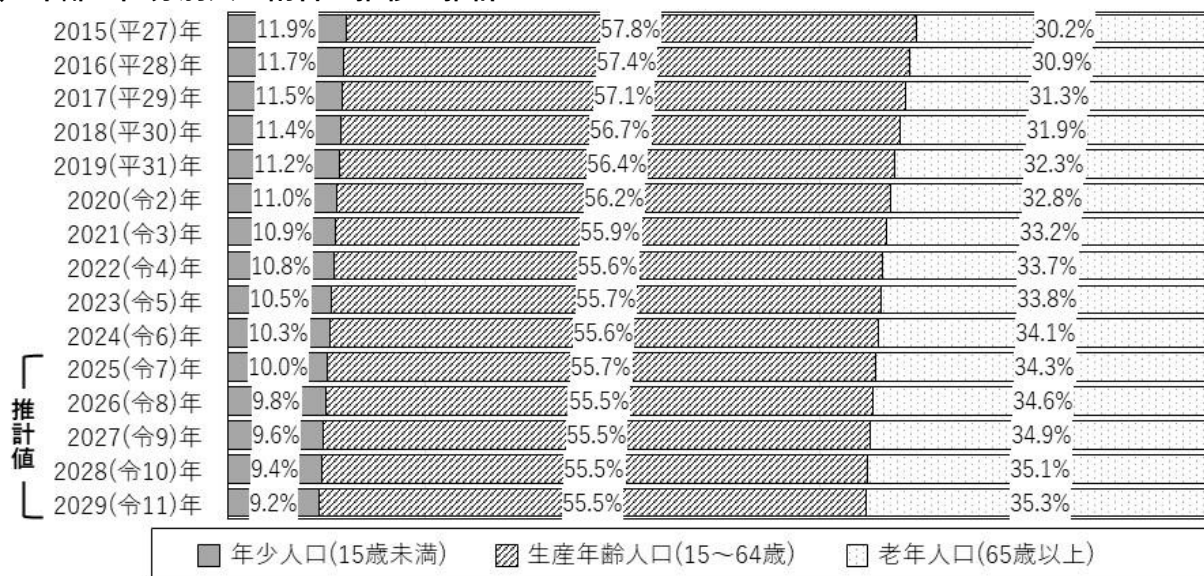
本市の総人口の推移をみると、年々減少傾向にあり、2024（令和6）年4月1日現在で 85,340 人となっています。また、年少人口についても減少が続いており、2024（令和6）年4月1日現在の年少人口は 8,759 人、割合は 10.3%となっています。

また、コーホート変化率法によって人口を推計すると、今後も人口は減少し続けるものと予測され、2029（令和11）年には 78,592 人になることが予想されます。また、年少人口についても減少すると予測され、2029（令和11）年の年少人口は 7,236 人、その割合は 9.2%になるものと予測されます。

◆ 総人口の推移・推計



◆ 年齢3区分別人口割合の推移・推計



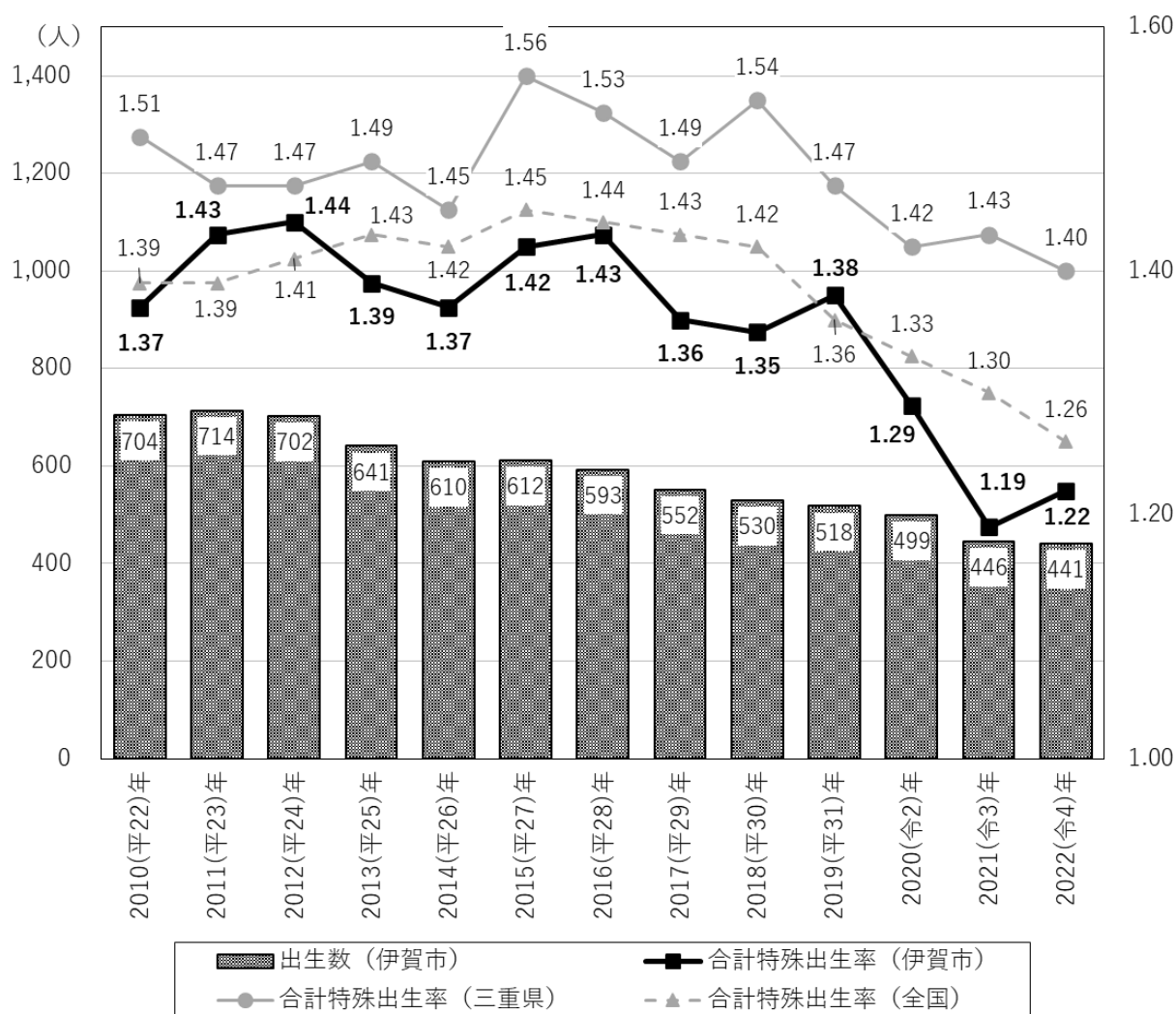
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計値は住民基本台帳（2020（令和2）～2024（令和6）年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計。ただし、0歳児人口については400人で一定とする。

③ 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、2011（平成 23）年以降減少傾向にあり、2022（令和 4）年で 441 人となっています。また、本市の合計特殊出生率の推移をみると、2010（平成 22）年から 2012（平成 24）年にかけてと 2014（平成 26）年から 2016（平成 28）年にかけては増加しましたが、その後は減少し、2019（平成 31・令和元）年に一旦持ち直したものの、2021（令和 3）年にかけて大きく減少し、2022（令和 4）年には 1.22 となっています。

◆ 出生数・合計特殊出生率の推移

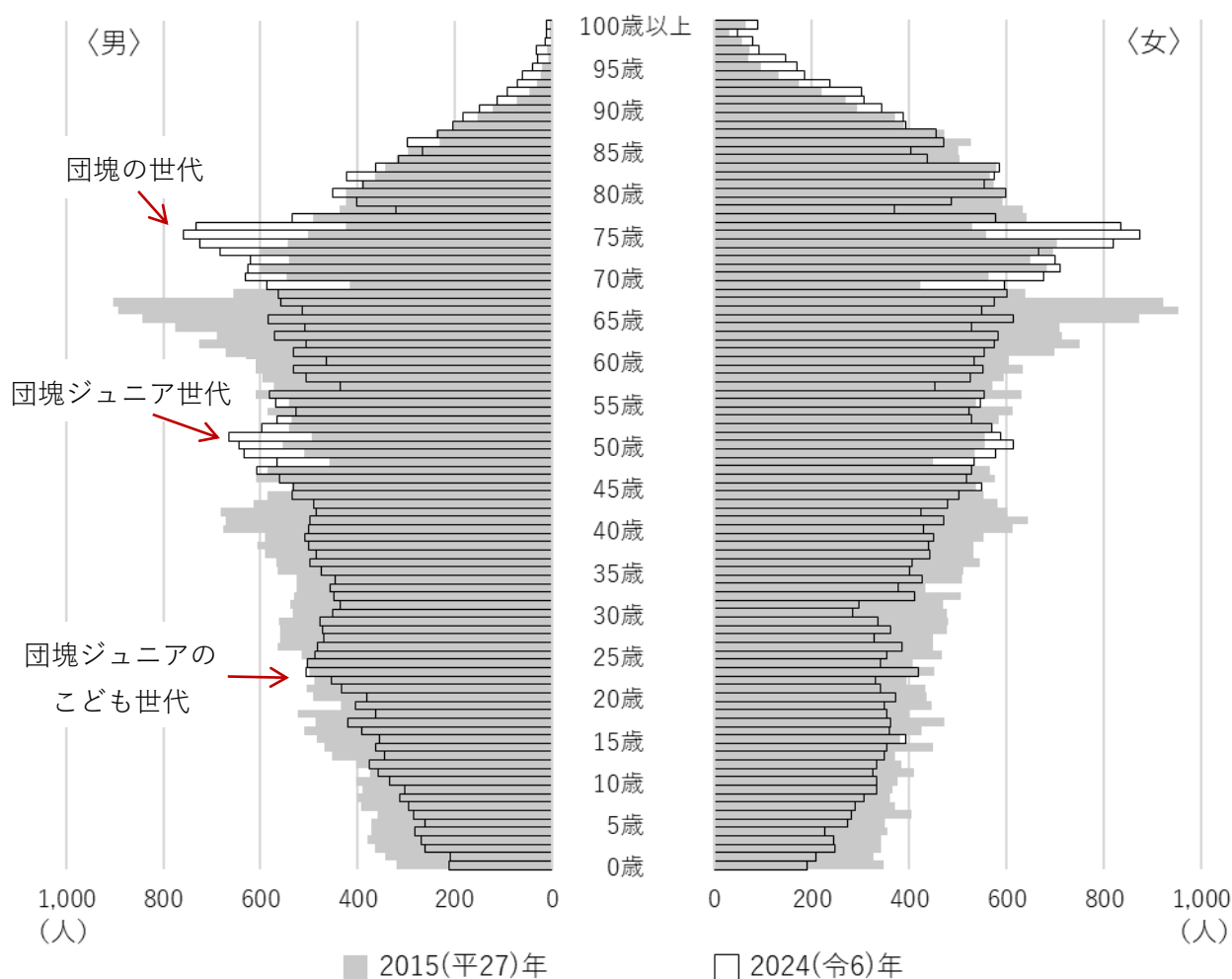


資料：三重県「人口動態総覧」、厚生労働省「人口動態統計」

④ 人口ピラミッド

本市の人口を男女別・年齢別にグラフ（人口ピラミッド）に表すと、少子化傾向を反映して、若年層が少ない「逆三角形型」に近づいていることが分かります。2024（令和6）年では、75歳前後（いわゆる「団塊の世代」）と50歳前後（いわゆる「団塊ジュニア」）にピークが見られるものの、団塊ジュニアのこども世代に当たる25歳前後のピークは小さく、かつ女性ではほとんど見られない状況です。さらに、その下の年代は急激にグラフがしぼんでおり、これらの年代が結婚・出産期を迎えても大幅な出生増は見込めないことから、これから2030年代に入るまでの数年間が「少子化対策のラストチャンス」とも言われています。

◆ 人口ピラミッド（2015（平成27）年と2024（令和6）年の比較）

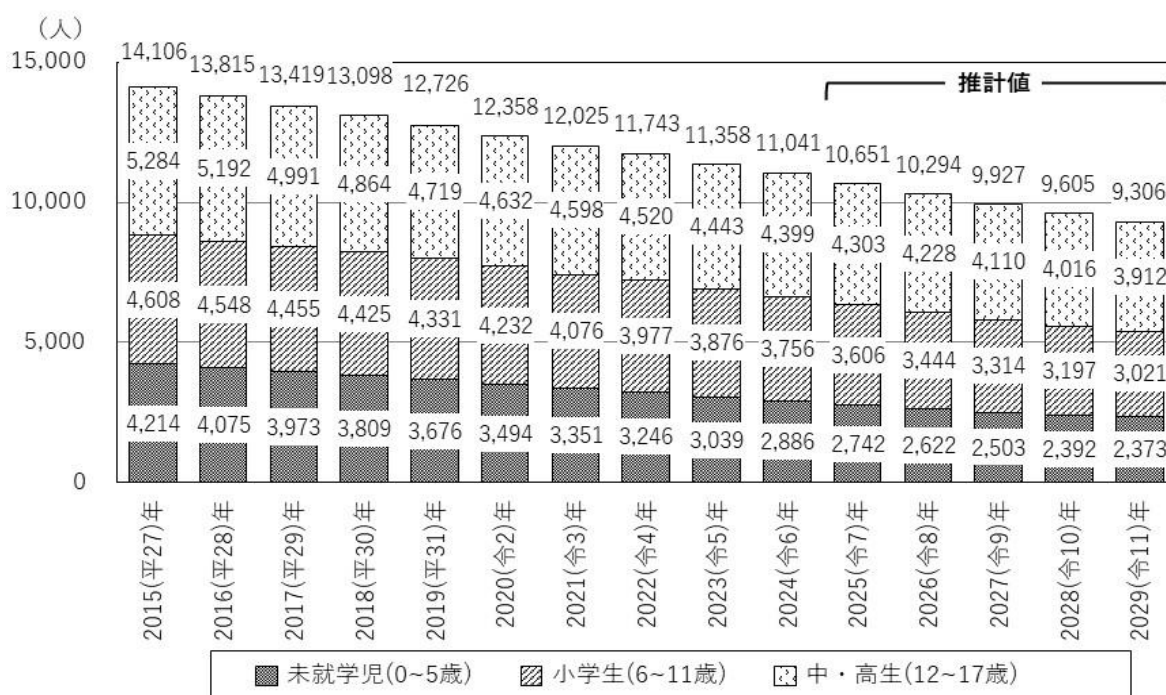


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ こどもの人口の推移・推計

2024（令和6）年の0～5歳人口は2,886人（対2019年比マイナス21.5%）、6～11歳人口は3,756人（対2019年比マイナス13.3%）、12～17歳人口は4,399人（対2019年比マイナス6.8%）といずれも減少しています。また、コーホート変化率法によって推計すると、本市のこどもの人口は今後も減少が続くと予測され、2029（令和11）年には0～5歳が2,373人（対2024年比マイナス17.8%）、6～11歳が3,021人（対2024年比マイナス19.6%）、12～17歳が3,912人（対2024年比マイナス9.1%）になるものと見込まれます。

◆ こどもの人口（0～17歳）の推移・推計



単位：人

	2020年 (令2)	2021年 (令3)	2022年 (令4)	2023年 (令5)	2024年 (令6)	2025年 (令7)	2026年 (令8)	2027年 (令9)	2028年 (令10)	2029年 (令11)
0歳	520	510	516	416	401	400	400	400	400	400
1歳	555	519	516	506	418	400	399	399	399	399
2歳	572	542	524	507	510	416	398	397	397	397
3歳	603	566	537	517	513	507	413	395	394	394
4歳	605	602	562	530	510	509	503	409	392	391
5歳	639	612	591	563	534	510	509	503	410	392
6歳	662	632	619	581	566	533	508	507	502	409
7歳	679	659	630	612	584	564	531	506	505	500
8歳	720	676	659	637	620	587	567	534	509	508
9歳	703	708	672	667	636	618	585	565	532	508
10歳	704	695	706	674	668	635	617	584	564	531
11歳	764	706	691	705	682	669	636	618	585	565
0～5歳計	3,494	3,351	3,246	3,039	2,886	2,742	2,622	2,503	2,392	2,373
6～11歳計	4,232	4,076	3,977	3,876	3,756	3,606	3,444	3,314	3,197	3,021
12～17歳計	4,632	4,598	4,520	4,443	4,399	4,303	4,228	4,110	4,016	3,912
合計	12,358	12,025	11,743	11,358	11,041	10,651	10,294	9,927	9,605	9,306

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 推計値は住民基本台帳（2020（令和2）～2024（令和6）年4月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計。ただし、0歳児人口については400人で一定とする。

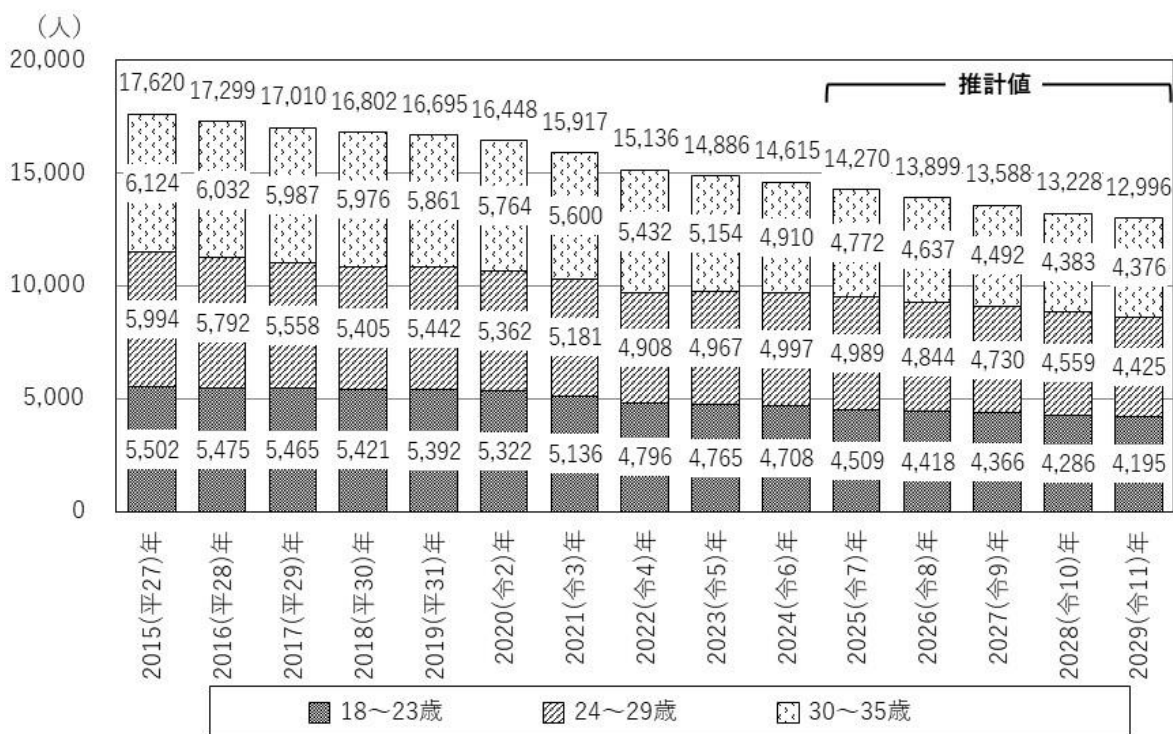
人口減少傾向を緩やかにし、均衡のとれた人口構造を維持していくためには、出生数の減少に歯止めをかける必要があることから、現時点（2023年：416人）と同水準の400人程度の0歳児人口を今後も維持することを目指します。

⑥ 若者人口の推移・推計

2024（令和6）年には14,615人（対2019年比マイナス12.5%）と減少しています。

コーホート変化率法によって推計すると、若者人口は今後も減少が続くと予測され、2029（令和11）年には12,996人（対2024年比マイナス11.1%）になるものと見込まれます。

◆ 若者人口（18～35歳）の推移・推計



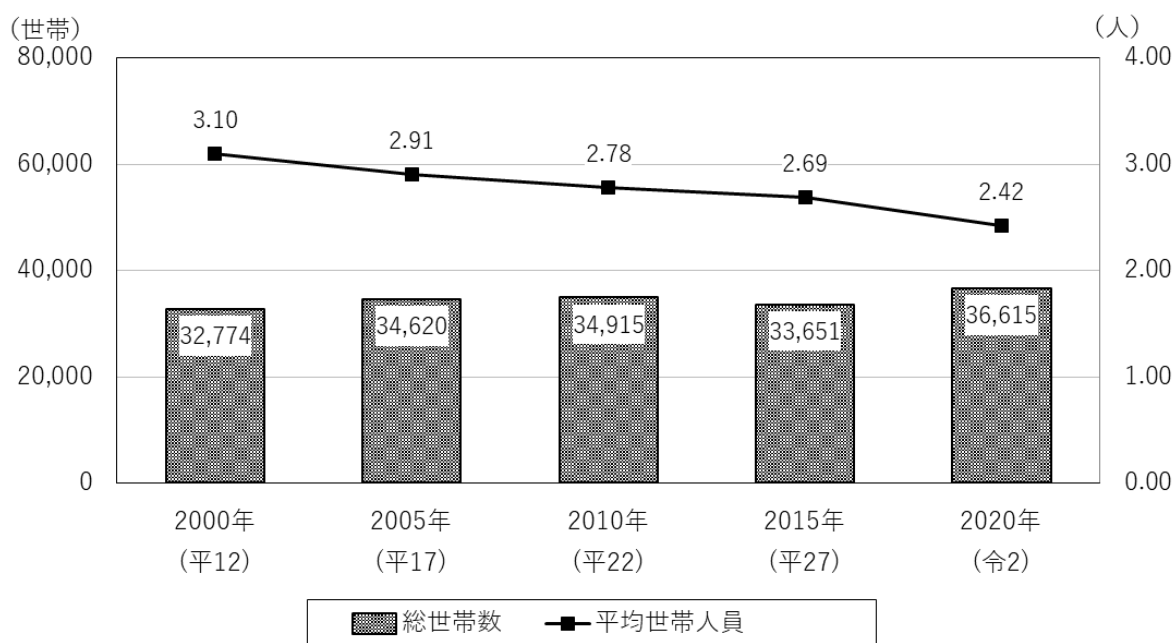
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑦ 世帯数と平均世帯員の推移

本市の世帯数は、2020（令和2）年には 36,615 世帯（対 2000（平成12）年比 11.7% 増）となっています。

一方、1 世帯あたりの平均世帯人員は、2020（令和2）年には 2.42 人（対 2000（平成12）年比 21.9% 減）と減少しています。

◆ 世帯数と平均世帯人員の推移



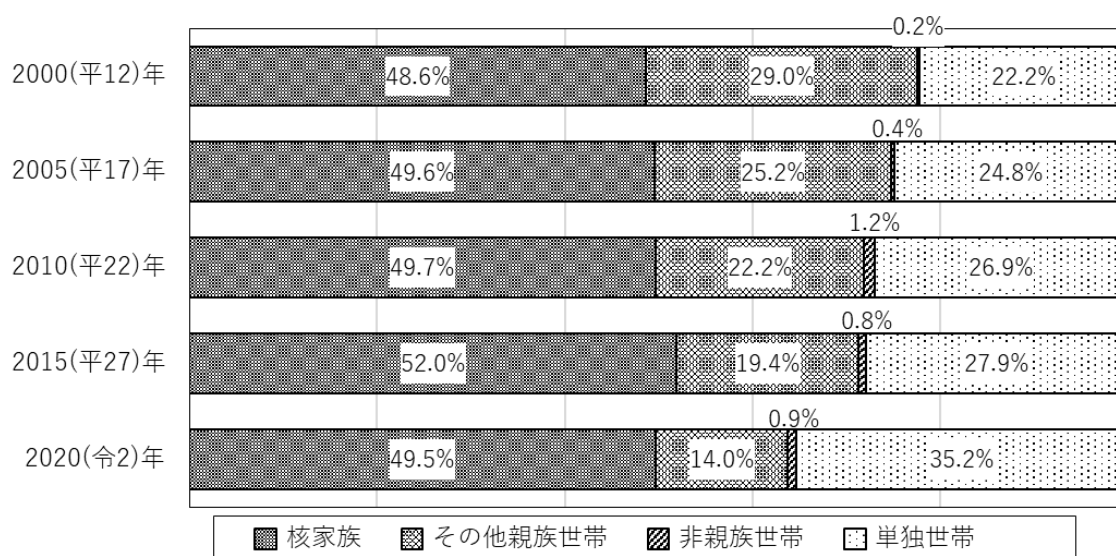
資料：国勢調査

⑧ 世帯構成の推移

本市の世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、増加傾向にあります。また、単独世帯についても増加傾向にあり、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

一方、世帯数でみると、2000（平成12）年に比べて、核家族世帯が2,000世帯以上、単独世帯が5,000世帯以上と大幅に増加しています。

◆ 世帯構成の推移



単位：世帯

	2000 年 (平成 12 年)	2005 年 (平成 17 年)	2010 年 (平成 22 年)	2015 年 (平成 27 年)	2020 年 (令和 2 年)
核家族世帯	15,896	17,148	17,322	17,451	18,084
その他親族世帯	9,487	8,698	7,751	6,502	5,107
非親族世帯	75	151	409	271	318
単独世帯	7,272	8,578	9,384	9,362	12,849

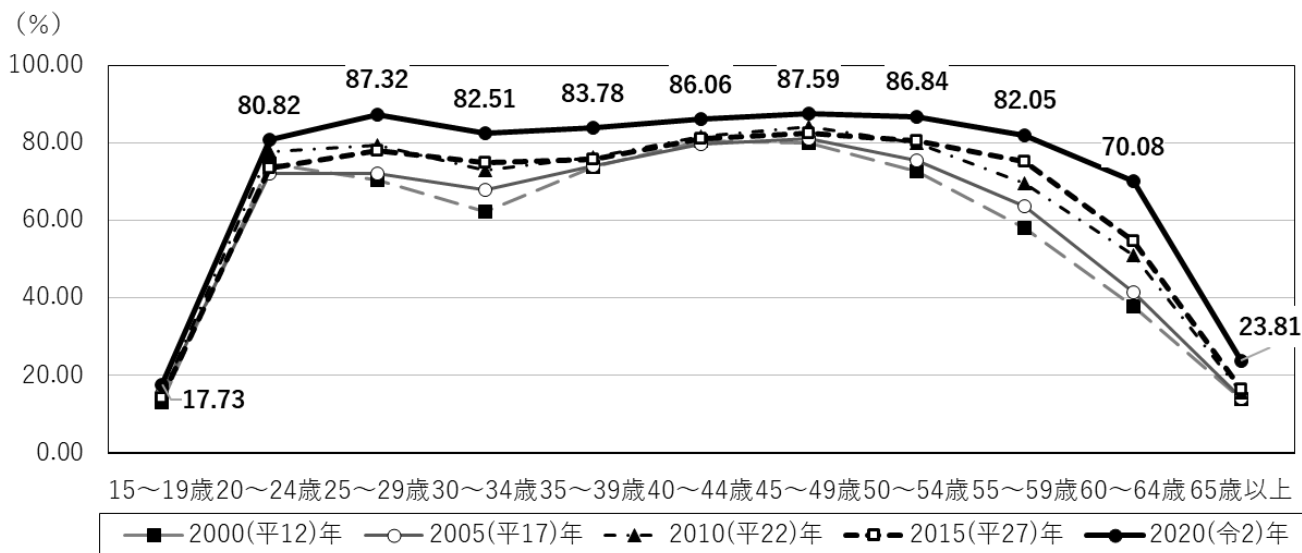
資料：国勢調査

(2) 就業の状況

① 女性の年齢別労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、2000（平成12）年は一般に言われる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、2020（令和2）年には30歳から34歳の年代のくぼみがほとんど見られない状況となっています。いわゆる「M字カーブ」がかなり縮小し、台形に近づいており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。

◆ 女性の年齢5歳階級別労働力率（15歳以上）



(%)

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
15～19歳	13.1	15.4	15.0	14.1	17.7
20～24歳	74.5	72.2	77.6	73.4	80.8
25～29歳	70.5	72.2	79.5	77.9	87.3
30～34歳	62.2	67.8	72.9	75.0	82.5
35～39歳	73.7	74.0	76.4	75.7	83.8
40～44歳	80.6	79.8	81.6	81.0	86.1
45～49歳	80.0	81.2	84.2	82.4	87.6
50～54歳	72.6	75.3	80.1	80.6	86.8
55～59歳	58.2	63.8	69.7	75.2	82.1
60～64歳	37.7	41.3	51.1	54.8	70.1
65歳以上	14.1	14.2	15.7	16.4	23.8

資料：国勢調査

(3) 伊賀市のこどもと子育て家庭の概況

① 就学前児童の状況

本市の就学前児童の状況について、教育・保育施設に通わずに在宅で過ごしている児童については、0歳児で90.0%、1歳児で47.6%、2歳児で36.5%となっており、3歳児以上では保育所（園）、幼稚園、認定こども園に通っている児童は96.7%となっています。

◆ 就学前児童の状況

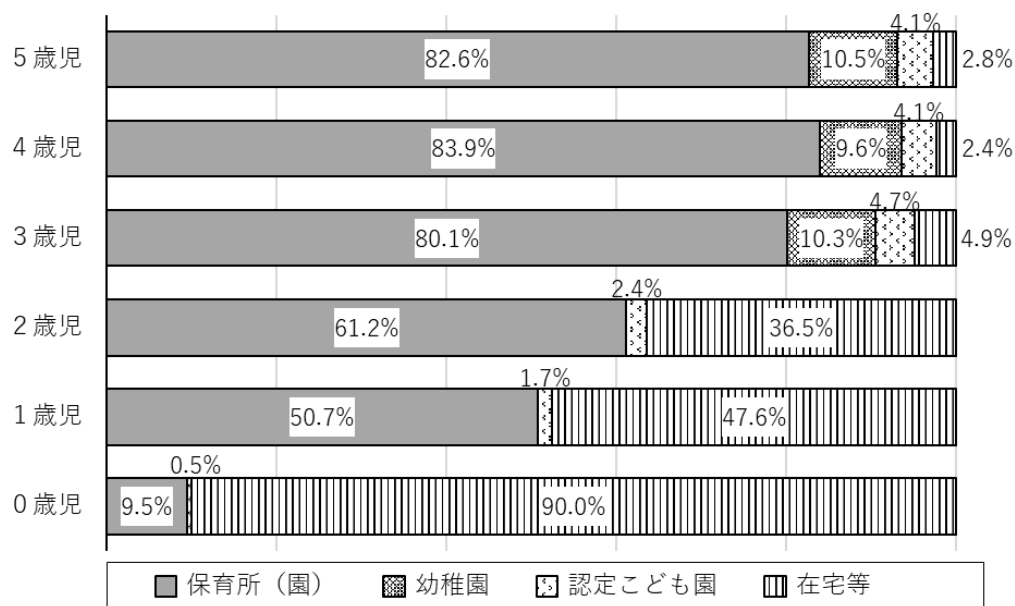
単位：人

	1号				2号			3号		
	5歳児	4歳児	3歳児	満3歳児 (2歳児)	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児
公立保育所（園）					230	187	200	150	132	82
私立保育所（園）					252	253	225	167	144	71
公立幼稚園	30	29	23							
私立幼稚園	24	28	27	19						
公立認定こども園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
私立認定こども園	13	12	6		14	10	12	10	9	5
利用計	67	69	56	19	496	450	437	327	285	158
住民基本台帳登録人口	566	530	515	506	566	530	515	506	507	415

単位：人

	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児	合計
公立保育所（園）	230	187	200	150	132	82	981
私立保育所（園）	252	253	225	167	144	71	1112
公立幼稚園	30	29	23				82
私立幼稚園	24	28	27	19			98
公立認定こども園	-	-	-	-	-	-	-
私立認定こども園	27	22	18	10	9	5	91
利用計	563	519	493	346	285	158	2,364
在宅等	3	11	22	160	222	257	675
住民基本台帳登録人口	566	530	515	506	507	415	3,039

資料：保育幼稚園課 就学前児童数は、住民基本台帳人口（2023(令和5)年4月1日現在を生年月日によりクラス年齢別に集計） 就園児数は令和5年度末時点。幼稚園、認定こども園は市外児童を含まない。保育所は受託児童を含まず、委託児童は含む。在宅等は、住民基本台帳登録人口から就園児数を差引いたもの。



② 児童虐待の状況

本市の児童虐待の対応件数は、2019（平成 31）年度以降減少傾向にあり、2023（令和 5）年度は 157 件となっています。また、虐待の行為別では、ネグレクト、身体的虐待、心理的虐待が多く、被虐待児は小学生以下が特に多くなっています。

◆ 虐待の行為別 （児童虐待の防止に関する法律第 2 条）

単位：件

	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
身体的虐待	57	48	49	38	53
性的虐待	2	1	2	1	0
ネグレクト	93	87	80	82	85
心理的虐待	43	27	35	40	19
合計	195	163	166	161	157

資料：こども家庭支援課

◆ 被虐待児年齢

単位：人

	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
0 歳	9	8	12	8	5
1 歳～就学前	49	49	50	45	51
小学生	78	69	71	78	74
中学生	38	30	22	22	19
その他	21	7	11	8	8
合計	195	163	166	161	157

資料：こども家庭支援課

2. アンケート結果からみるこどもと子育て世帯の状況

本市では、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、「こども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

◆ 調査の概要

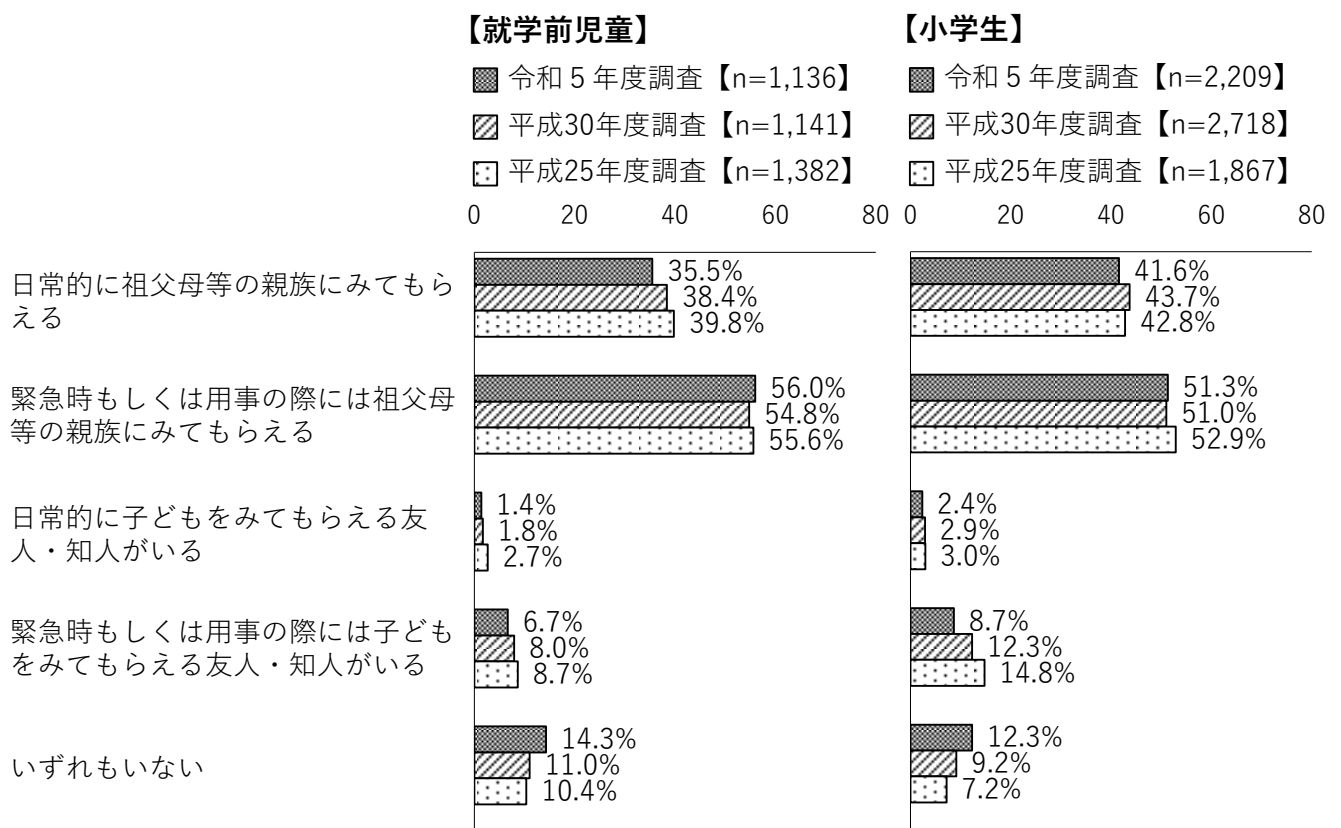
	就学前児童	小学生
調査地域	市内全域	市内全域
調査対象	市内在住の就学前のお子さんの保護者 2,000 人	市内在住の小学生の保護者 2,970 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	全数を対象
調査方法	直接または郵送によって配布し、調査票またはウェブにて回答・回収	直接配布、調査票にて回答・回収
調査期間	2024（令和 6）年 1 月	2024（令和 6）年 1 月
有効回答数	1,169 件	2,326 件
回収率	58.5%	78.3%

① 日頃、こどもをみてもらえる親族・知人（就学前児童・小学生）

日頃、こどもをみてもらえる親族・知人について、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童、小学生で 50%以上となっています。

一方、就学前児童、小学生ともに「いずれもない」が増加傾向にあります。

◆ 日頃、こどもをみてもらえる親族・知人



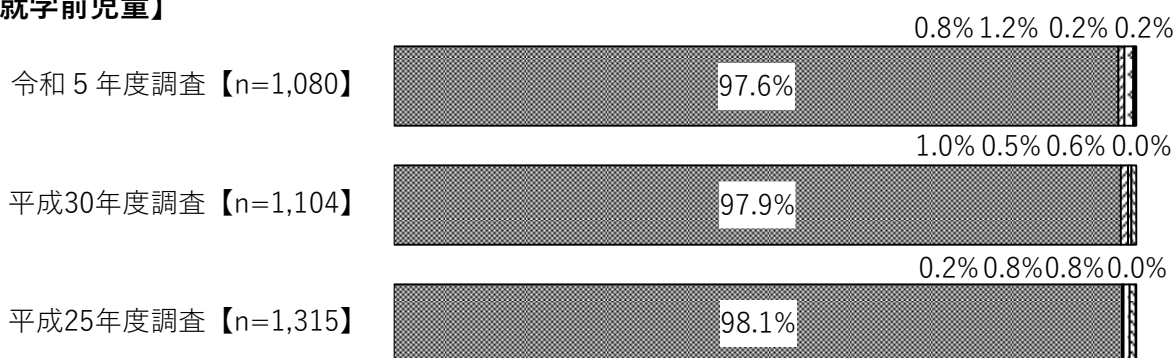
② 保護者の就労状況

父親の就労状況については、就学前児童、小学生いずれも9割以上の人フルタイムで就労しています。

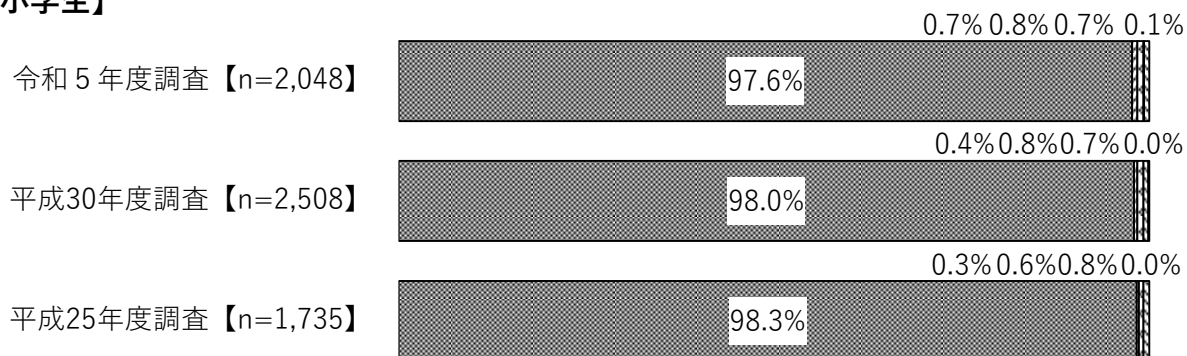
母親の就労状況については、就学前児童、小学生ともに、就労していない人の割合が減少し、就労している人の割合が増加しています。また、就学前児童、小学生ともに、フルタイムで就労している人の割合が増加しています。

◆ 父親の就労状況

【就学前児童】



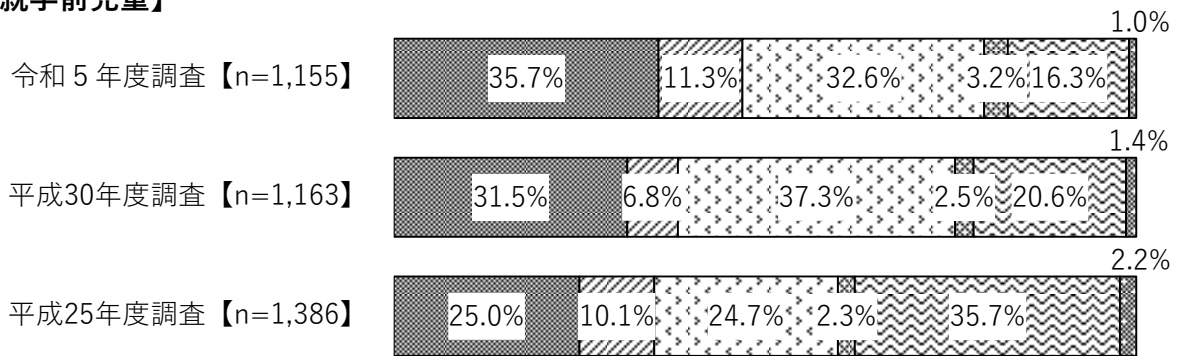
【小学生】



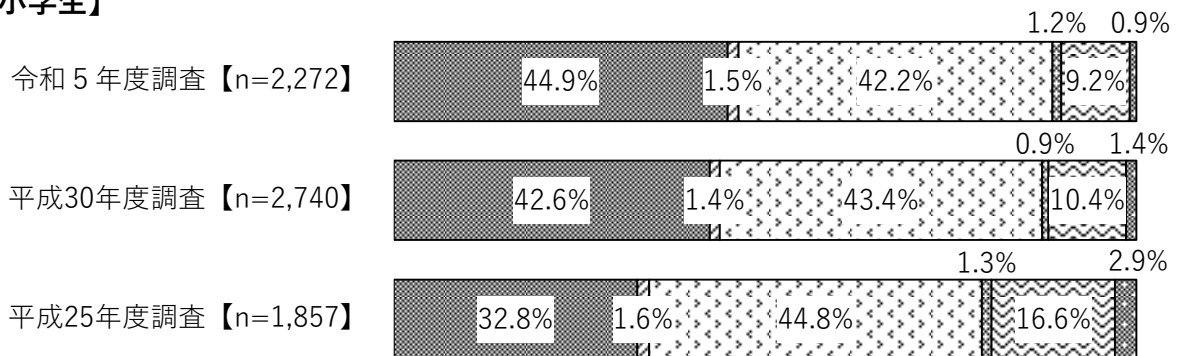
- フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、育休・介護休業中ではない
- ▤ パート・アルバイト等で就労しているが、育休・介護休業中である
- ▩ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

◆ 母親の就労状況

【就学前児童】



【小学生】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▤ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▩ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない

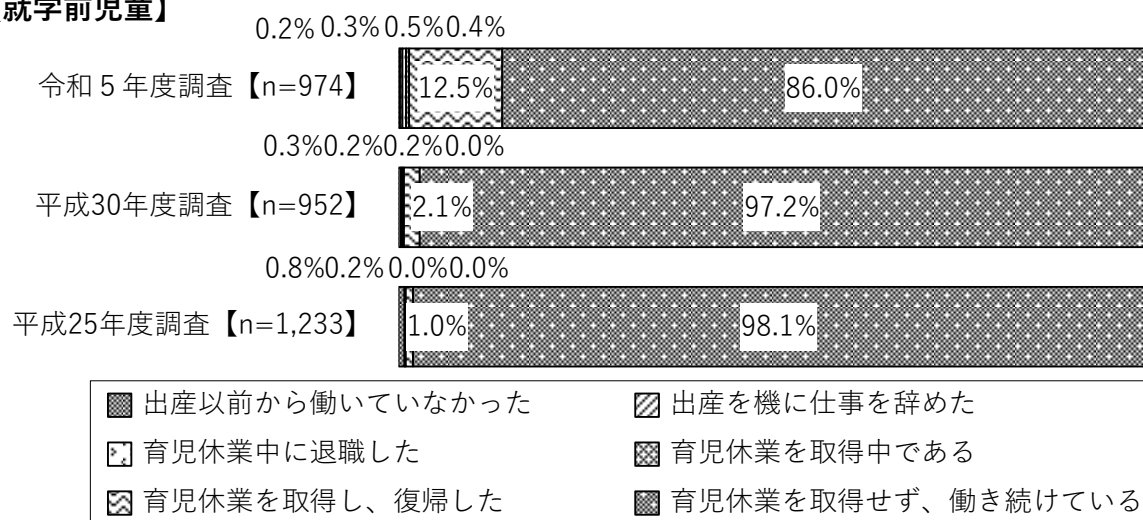
③ 育児休業について（就学前児童）

父親の育児休業の取得状況については、育児休業を取得せずに働き続けている人が大半ですが、平成30年度調査から令和5年度調査にかけて「育児休業を取得し、復帰した」という人が約10ポイント増加しています。

母親の育児休業の取得状況については、出産を機に仕事を辞めた人の割合が減少し、育児休業を取得した（している）人の割合が増加しています。

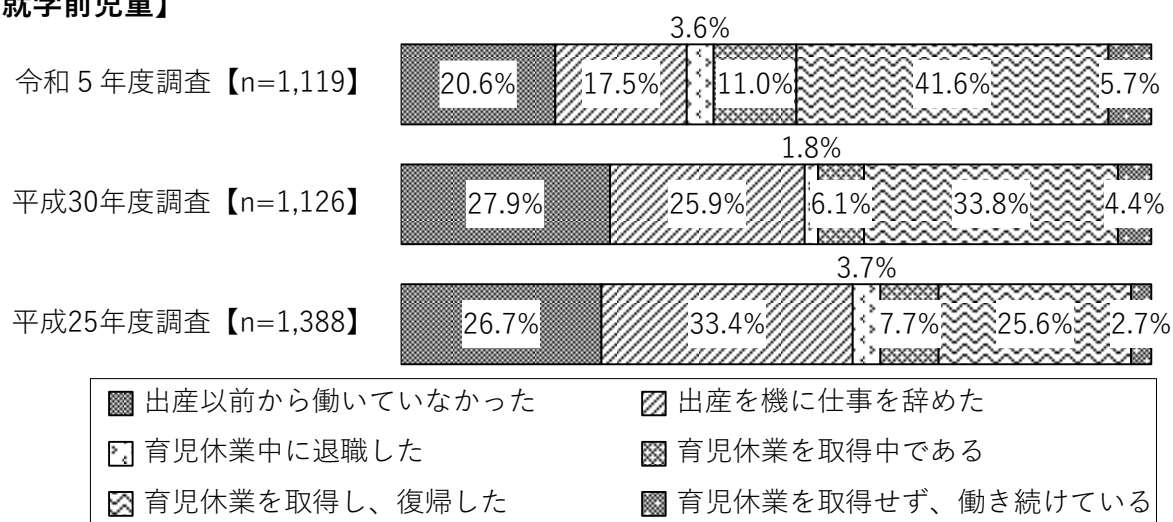
◆ 父親の育児休業の取得状況

【就学前児童】



◆ 母親の育児休業の取得状況

【就学前児童】

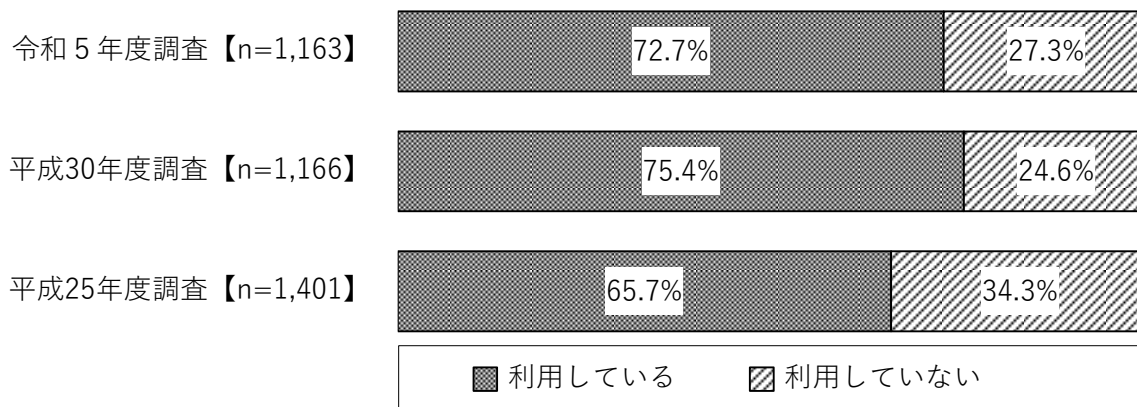


④ 定期的な教育・保育の事業の利用状況（就学前児童）

定期的な教育・保育の事業の利用状況については、「利用している」が72.7%、「利用していない」が27.3%となっており、平成25年度調査と比較すると、利用している人は増加しています。

◆ 定期的な教育・保育の事業の利用状況

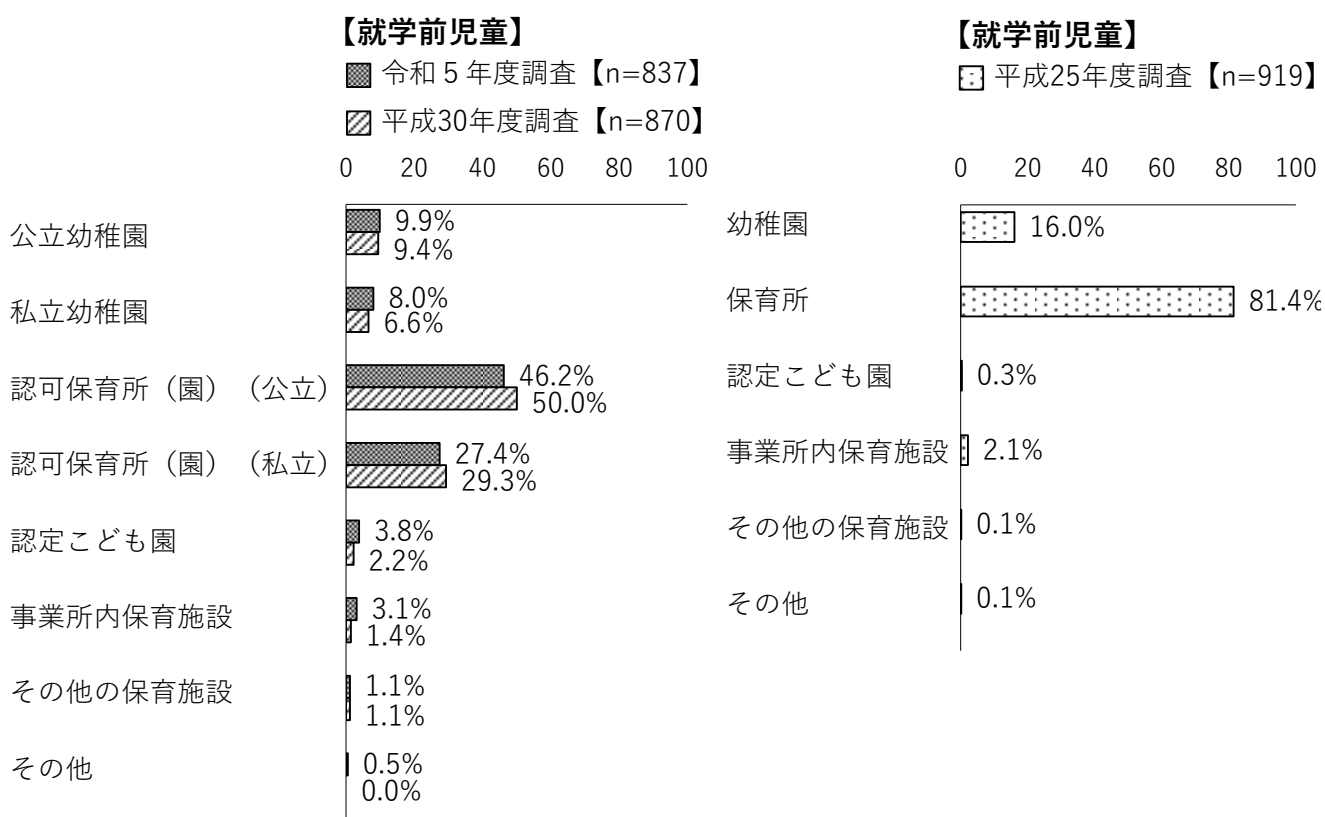
【就学前児童】



⑤ 定期的な教育・保育事業の利用について（就学前児童）

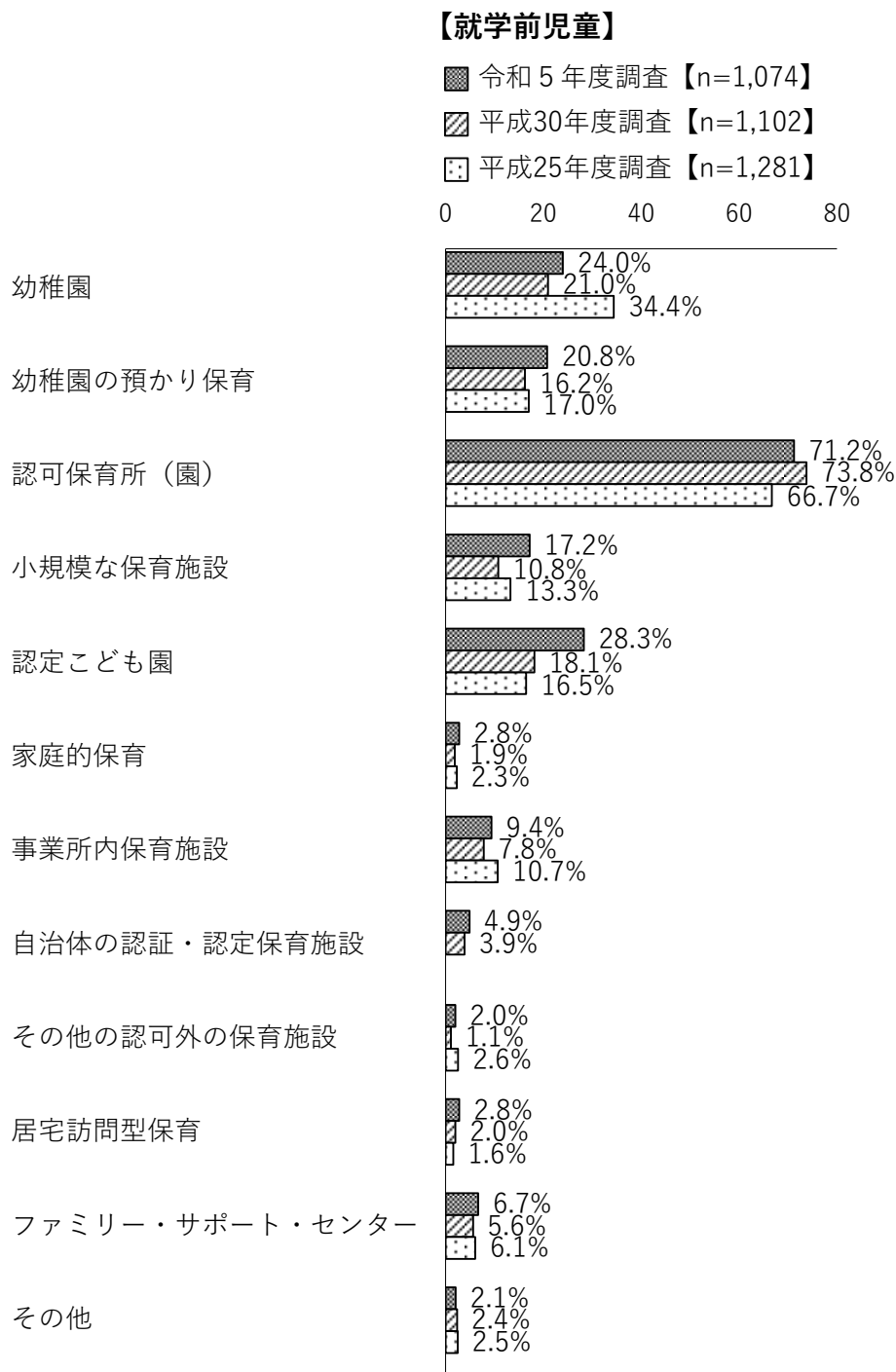
平日の昼間、定期的に利用している教育・保育事業については、「認可保育所（園）（公立）」が46.2%で最も高く、「認可保育所（園）（私立）」が27.4%で続いており、合わせて73.6%が『保育所（園）』を利用しています。一方、「公立幼稚園」（9.9%）、「私立幼稚園」（8.0%）を合わせた『幼稚園』は17.9%にとどまっています。

◆ 定期的な教育・保育事業の利用状況



また、平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「認可保育所（園）」が71.2%で最も高く、「認定こども園」が28.3%、「幼稚園」が24.0%が続いています。「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」「小規模な保育施設」の利用希望が増加しています。

◆ 定期的な教育・保育事業の利用希望



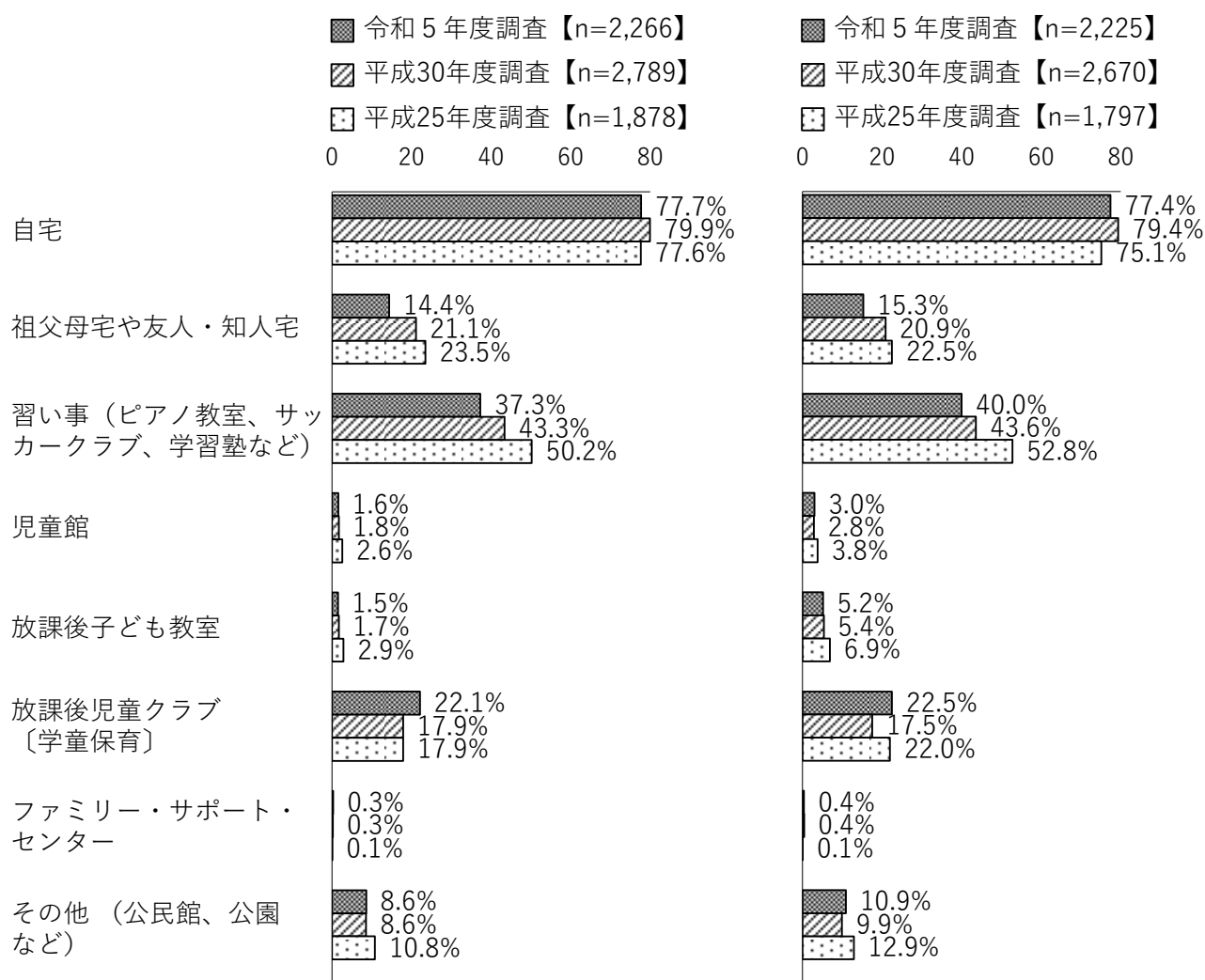
⑥ 放課後の過ごし方について（小学生）

現在の放課後の過ごし方については、「自宅」が 77.7%で最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 37.3%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 22.1%で続いています。「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」が減少し、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が増加しています。

希望する放課後の過ごし方についても、「自宅」が 77.4%で最も高く、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 40.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 22.5%で続いています。「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」が減少しています。

◆ 放課後の過ごし方

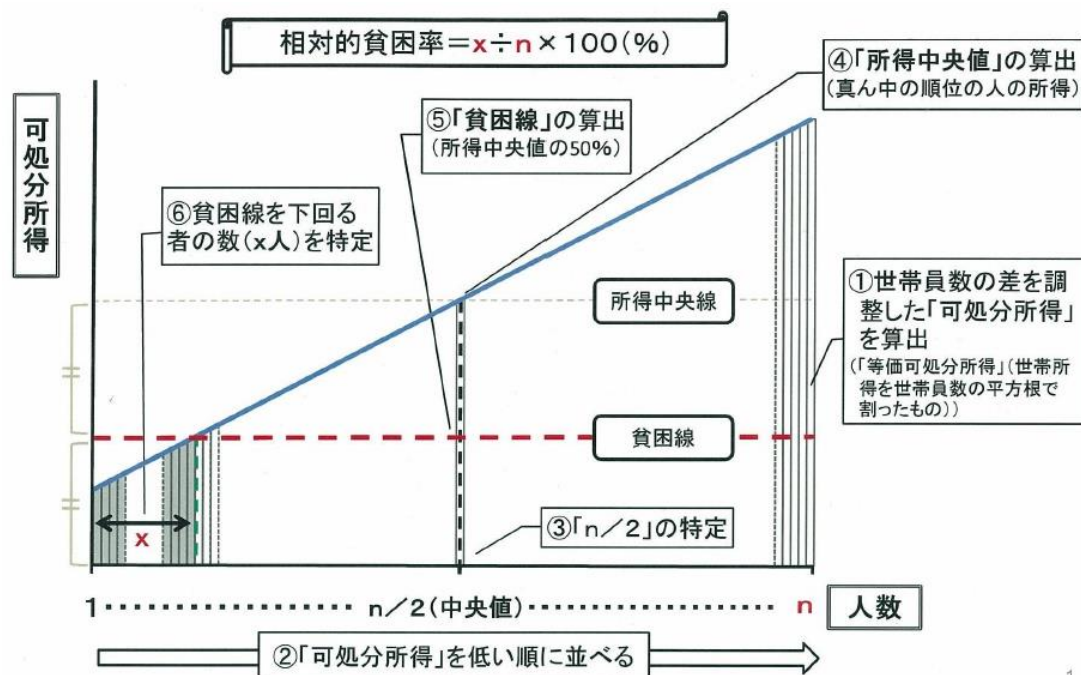
現在の放課後の過ごし方【小学生】 希望する放課後の過ごし方【小学生】



⑦ こどもをとりまく貧困に関する状況

このアンケートから把握する「貧困」とは、内閣府が行った「親と子の生活意識に関する調査」（2011（平成 23）年度）における「相対的貧困層」の定義に準じることとします。この調査における「相対的貧困層」とは、厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出方法（下図）を参考とし、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（「貧困線」という。）に満たない世帯（下図の x）を指します。

等価可処分所得の中央値は、令和 4 年度国民生活基礎調査から算出した 254 万円とし、単身者の貧困線は 127 万円となります。



※厚生労働省報道発表資料（2009（平成 21）年 10 月）より

上記の内閣府調査にならって、実施したアンケート調査における世帯収入と世帯人数の回答から便宜的に「相対的貧困層」を想定しますが、貧困線に対応する世帯収入は下記の参考表のとおりであり、その対応する世帯収入を含む回答区分をすべて含む想定としています。なお、該当する世帯のすべてが実際の生活に困難を抱えているというわけではありません。

〔参考：世帯人数ごとの相対的貧困層となる世帯収入〕

	貧困線（万円）	係数	対応する世帯収入（万円）	アンケートにおける回答区分
2人世帯	180	1.11	199	200万円未満
3人世帯	220	1.15	253	300万円未満
4人世帯	254	1.15	292	
5人世帯	284	1.15	327	400万円未満
6人世帯	311	1.15	358	
7人世帯	336	1.18	396	
8人世帯	359	1.18	424	500万円未満

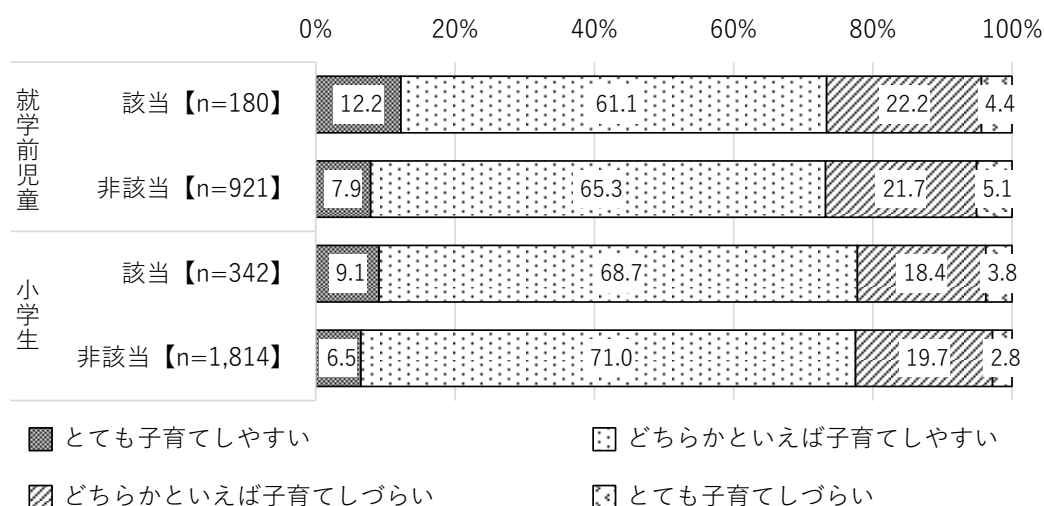
※係数は「親と子の生活意識に関する調査」に準じた

アンケートから区分すると、「母子家庭」が両調査とも 50%を超える人が「相対的貧困層」に該当しました。また、「子育てしやすさ」については該当状況による差はありませんでしたが、「不安感・負担感」については、特に小学生調査において、「該当」する人の「全く感じない」及び「なんともいえない」がやや多くなっています。

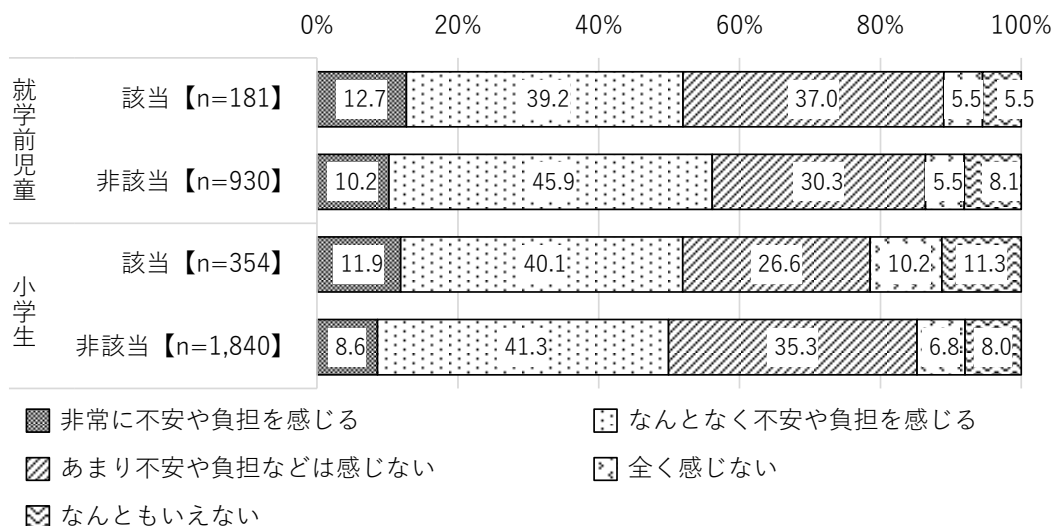
◆「相対的貧困層」への該当状況

		該 当	非該当
就学前児童	【n=1,117】	16.4%	83.6%
	母子家庭 【n=68】	51.5%	48.5%
	父子家庭 【n=7】	28.6%	71.4%
	ふたり親家庭 【n=1,032】	13.9%	86.1%
小学生	【n=2,205】	16.1%	83.9%
	母子家庭 【n=238】	52.1%	47.9%
	父子家庭 【n=22】	27.3%	72.7%
	ふたり親家庭 【n=1,929】	11.3%	88.7%

◆ 相対的貧困層区分別「地域の子育てのしやすさ」



◆ 相対的貧困層区分別「子育てに関する不安感・負担感」



3. 課題の整理

本市におけるこども・若者をとりまく現状やこれまでの取り組みから、今後に向けた課題を下記の通り整理します。

(1) こどもが育つ幸せな家庭づくりに向けた支援の必要性

アンケート結果からは、夫婦ともフルタイム就労である人が増えており、また、徐々にではあるものの身近に頼れる人がいない家庭が増えていることが分かります。育休の取得率も高まり、子育て支援のサービスも充実してきているものの、妊娠・出産にともなう母親の心身の状態の変化や家庭状況の変化は大きく、依然として保護者の不安感・負担感も高いことから、幸せな家庭づくりに向けて、心身両面でのサポートが求められます。

(2) こどもの成長を切れ目なく見守り、支える体制づくりの必要性

前述のとおり、夫婦共働き、フルタイム就労が増える中で、就学前における保育所(園)、放課後児童クラブへのニーズがより一層高まっています。本市の保育所(園)等における待機児童は、低年齢児を中心に5～2人で推移していますが、子育て家庭の偏在から、ニーズも地域的な偏りがみられ、一部の園においては「特定の保育所(園)への入所を希望して待機する人」が発生している状況です。こうした量的な確保の面と合わせ、こどもと子育て家庭を見守ることができるよう、保育サービスの質的な向上も求められます。また、こどもの成長を切れ目なく見守り、支えていくためには、就学前の教育・保育から学校へとつながる連携体制を強化し、地域とも協働しながら居場所づくりを進めていくことも重要です。

(3) 若者の自立・自己実現に向けた支援の必要性

こどもが学校等での成長を経て、大学等の高等教育機関への進学や就職など、社会に飛び出していくことは、一人の大人としての自立に向けた第一歩となります。しかし、様々な要因によって、修学や就労が困難な場合があります、それが長期に及んでしまう場合があります。すべての若者が、希望を胸に自己実現できるよう、また、郷土に誇りを持てる地域づくりが求められます。

(4) 困難に直面するこども・若者の存在

こども・若者が希望を胸に成長し、自立に向かおうとしても、意図せず困難に直面してしまうことがあります。こども・若者が、その置かれた状況によって不利益を被らないよう、一人ひとりの状況に応じた保護・支援体制の整備が求められます。

(5) 成長と自立を支える地域や企業の重要性

アンケート結果からは、経済的支援とともに、仕事・子育ての両立支援が必要だとする回答が多くありました。こども・若者が、様々な存在に見守られながら成長し、自立できるよう、家庭や公的サービスだけでなく、企業や地域の力を結集していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

将来を担うこども・若者は伊賀市の未来をつくる力となります。こども・若者の健やかな育ちと子育てを支えることは、こどもや若者、保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限らない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、こどもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

しかしながら、経済的な問題や健康上の問題、家族関係の問題などで、こども・若者の健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、こどもに手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活が可能となります。

こども・若者一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、こどもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、こども・若者の笑顔があふれる活気ある地域づくりをめざしていくこと、さらにはそれらを担える人づくりが重要だと考えます。

加えて、伊賀市のこども・若者は、森、川、里山といった豊かな自然環境に抱かれ、城下町の風情や伝統行事、文化、偉人に触れ、何よりも人権を尊重し、多様性を受け入れる風土や地域社会の中で、「伊賀の宝」として大切に育てられています。希望ある未来に向けて、「こどもの最善の利益」が実現され、何よりもこども・若者の人権が尊重され、すべてのこども・若者の育ちが保障される地域社会、また、すべてのこども・若者が安心して大人になることができ、いつまでも学び続けることができるまちをめざし、次の基本理念を掲げます。

みんなが主役!!

“明るく・楽しく成長し、笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市

こどもと若者及び保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、さまざまな問題を抱えているこどもや若者、子育て家庭が、身近なところで気軽に相談できる環境を整えるとともに、早期に問題を発見し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制を充実させる必要があります。このため、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政がその重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら「こどもも育つ、大人も育つ社会」の構築を推進することが必要です。

2. 基本方針

本計画では、基本理念である「みんなが主役!! “明るく・楽しく成長し、笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市」を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の5つの基本方針を定めます。

I こどもの人権、権利の尊重

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。その人権を尊重し、権利を保障することによって、こども・若者の今と将来にわたっての「最善の利益」を実現します。

II こどもの参加機会の確保

こども・若者が、自らのことについて意見を持ち、その意見を表明することや、社会に参画することは、こども・若者の権利として認められるべきものであると同時に、こども・若者の成長や自己肯定感の向上にもつながるものです。こども・若者が、その発達・成長の度合いに応じて意見形成し、表明することを支援するとともに、こども・若者が社会に参画できるさまざまな機会をつくります。

III ライフステージを通じた切れ目ない支援の確保

「子育て」は「ひとを育てること」であり、こどもの誕生前に始まり、乳幼児期、学童期、青年期を経て、大人になるまで続きます。一人ひとりが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで、ライフステージを通じて切れ目なく、社会全体でこども・若者と子育て当事者を支えます。

IV 誰一人取り残さない社会の形成

こどもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、すべてのこども・若者は、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなければなりません。困難な状況にあるこども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける環境をつくります。

V 未来に希望が持てる社会の形成

こども・若者がやがて大人になり、親となる上では、安心して働き、生活でき、仕事と子育てを両立できることが不可欠です。多様な価値観・考え方の尊重を大前提として、結婚や子育てに関して、未来に向けて希望ある選択ができる環境をつくります。

3. 基本目標

25 ページの課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、基本方針のもとで進める取り組みの目標として次の5つを基本目標として定めます。

1 はじめの50 か月未来への第一歩！～妊娠、出産、乳児期～

妊娠期に始まる母子の健康づくりは、出産、育児を経て、学齢期、青年期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりのこどもの成長に合わせた支援体制づくりをめざします。



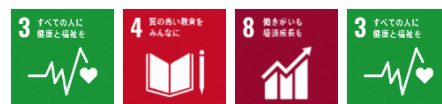
2 こどもの成長を応援！～幼児期から学童期、思春期～

子育てはこどものいる家庭だけで完結できるものではなく、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等があることで、子育ての悩みや負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。すべてのこどもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちをめざします。



3 自己実現への挑戦！～青年期～

こどもの成長は一律ではなく、また置かれた環境によって、成人である18歳を迎えれば誰もが自立できるという訳ではありません。学齢期から青年期に至る時期に、その後の人生が幸せで安定したものとなるよう、こども・若者一人ひとりの成長や自立度合いに応じた修学・就労等をはじめとする相談・支援体制の整備、また若者が郷土に誇りを持てる地域づくりをめざします。



4 様々な状況にあるこどもへの支援

貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がい、外国につながるこどもなど、さまざまな状況によって、こどもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、こどもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりをめざします。



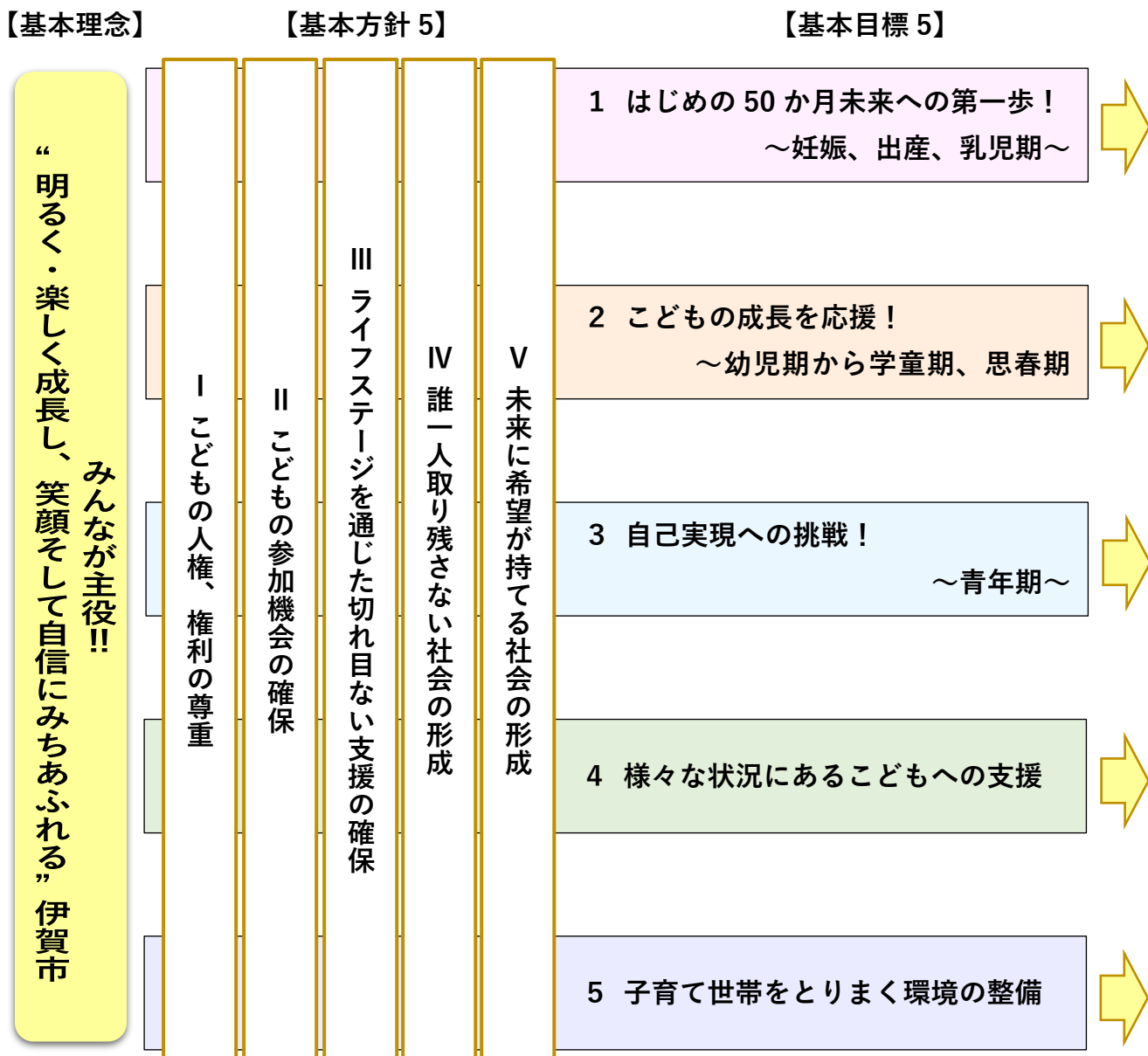
5 子育て世帯をとりまく環境の整備

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、こどもは親だけではなく、地域のさまざまな大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、こどもが地域の中で見守られながら、健やかに成長できる地域社会をめざします。また、子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境づくりをめざします。



4. 施策の体系

本計画は、基本理念の実現に向けて、5つの基本方針と5つの基本目標を下記の体系のとおり整理し、それぞれの関連性を加味しながら、施策・事業に取り組みます。



【基本施策 16】

【取り組み内容（事業） 101】

	1-1 母子保健の充実		取り組み内容（事業）
	1-2 育児支援の充実		取り組み内容（事業）
	2-1 保育の充実		取り組み内容（事業）
	2-2 教育の充実		取り組み内容（事業）
	2-3 多様な子育て支援の充実		取り組み内容（事業）
	2-4 からだそだて・食育の推進		取り組み内容（事業）
	3-1 若者の修学、就労支援		取り組み内容（事業）
	3-2 郷土愛の育成		取り組み内容（事業）
	4-1 ひとり親家庭への自立支援		取り組み内容（事業）
	4-2 外国につながりのあるこどもや家庭への支援		取り組み内容（事業）
	4-3 障がいのあるこどもや家庭への支援		取り組み内容（事業）
	4-4 困難な状況にあるこどもへの支援		取り組み内容（事業）
	4-5 貧困な状況にあるこどもや家庭への支援		取り組み内容（事業）
	5-1 地域や家庭における子育て環境の整備		取り組み内容（事業）
	5-2 ワーク・ライフ・バランスの推進		取り組み内容（事業）
	5-3 子育て家庭への経済的負担の軽減		取り組み内容（事業）

施策・事業の一覧

基本目標	施策 No.	基本施策名	事業名	該当 ページ
1 はじめの 50 か月 未来への第一歩！ ～妊娠、出産、乳児期～	1-1	母子保健の充実	母子健康診査事業	35
			未熟児養育医療	35
			予防接種事業	36
			歯科保健事業	36
	1-2	育児支援の充実	地域子育て支援拠点事業	38
			ファミリー・サポート・センター事業	38
			利用者支援事業（乳幼児相談、離乳食教室など）	38
			利用者支援事業（妊産婦相談、育児相談、個別発達相談）	38
			母子健康づくり事業	38
			妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	38
			保育事業の充実	38
			保育事業の充実(こども誰でも通園制度)	38
			木づかい木育推進事業	38
			公園施設更新事業	38
2 こどもの成長を応援！ ～幼児期から学童期、思春期～	2-1	保育の充実	保育事業の充実	40
			保育人材の育成および確保	40
			人権保育の推進	40
			保育所（園）の再編整備と小規模園の活性化	40
			認可外保育施設等管理運営事業	40
	2-2	教育の充実	情報化教育推進事業	42
			通学手段の確保事業	42
			学力向上推進事業	42
			部活動指導員配置促進事業	42
			キャリア教育推進事業	42
			人権同和教育推進事業	42
			児童生徒の安全対策事業（教育振興一般経費）	42
			ALT 配置事業	42
			読書活動推進事業	42
			教職員研究研修事業	43
			児童生徒健康管理事業	43
			学校保健管理事業	43
	2-3	多様な子育て支援の 充実	児童館事業	45
			放課後児童対策事業	45
			病児保育事業	45
			こどもの居場所づくり事業	45
			地域子育て支援拠点事業【再掲】	45
			ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	45
			予防接種事業【再掲】	45
			伊賀の森っこ育成推進事業	45
			放課後子ども教室推進事業	45
	2-4	からだそだて・食育の 推進	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	47
			利用者支援事業（離乳食教室）	47
			保育事業の充実	47
			特産農産物等振興事業	47
			学校給食管理事業	47
			給食センター管理運営事業	47
3 自己実現への挑戦！ ～青年期～	3-1	若者の修学、就労支援	移住・交流推進事業	49
			雇用、勤労者対策事業	49
			商工振興事業（起業）	49
			奨学金等支給事業	49
	3-2	郷土愛の育成	地方創生推進事業（IGABITO 育成事業）	50
			20 歳の集い開催事業	50

基本目標	施策 No.	基本施策名	事業名	該当 ページ
4 様々な状況にある こどもへの支援	4-1	ひとり親家庭への自立支援	放課後児童対策事業	52
			児童扶養手当支給事業	52
			母子・父子自立支援事業	52
			保育事業の充実	52
			医療費助成事業	52
			住宅確保要配慮者優先入居事業	52
	4-2	外国につながるのあるこどもや家庭への支援	多文化共生推進事業	53
			外国人児童生徒支援事業	54
	4-3	障がいのあるこどもや家庭への支援	放課後児童対策事業	56
			特別児童扶養手当の支給	56
			発達支援事業	56
			心身障がい児療育保育事業	56
			医療費助成事業	56
			特別支援教育充実事業	56
			就学奨励制度	56
			特別障害者手当支給経費	56
			自立支援等給付事業	56
	4-4	困難な状況下にあるこどもへの支援	ヤングケアラー支援体制強化事業	58
			子育て世帯訪問支援事業	58
			保育事業の充実	58
			検診事業	58
			生徒指導推進事業	58
			不登校児童生徒支援事業	58
			青少年センター運営事業	58
	4-5	貧困な状況下にあるこどもや家庭への支援	生活困窮者自立支援事業	59
			就学奨励制度	59
5 子育て世帯をとりまく 環境の整備	5-1	地域や家庭における社会教育環境の整備	スポーツ活動振興事業	61
			社会教育推進事業	61
			生涯学習推進啓発事業	61
			青少年健全育成事業	61
			図書館運営事業	61
	5-2	ワーク・ライフ・バランスの推進	放課後児童対策事業【再掲】	63
			ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	63
			保育事業の充実	63
			認可外保育施設等管理運営事業	63
			雇用、勤労者対策事業	63
	5-3	子育て家庭への経済的負担の軽減	伊賀鉄道活性化促進事業	65
			児童手当支給事業	65
			不妊治療等助成事業	65
			妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【再掲】	65
			公立保育所（園）管理運営事業	65
			私立保育所等運営事業	65
			認可外保育施設等管理運営事業	65
			医療費助成事業	65
			予防接種事業	65
			学校給食管理事業	65
			給食センター管理運営事業	65
			通学手段の確保事業【再掲】	65
			奨学金等支給事業【再掲】	65

第4章 目標実現のための施策（各論）

1. はじめの50か月未来への第一歩！～妊娠、出産、乳児期～



1-1 母子保健の充実

妊娠中の母体の管理や精神的な状況を把握するための妊婦健診、出生後の発達・育児状況の確認把握のため乳幼児健診は重要です。また、発達状況以外に親子関係等家庭背景にある課題への支援のためにも健診の機会は大切であるため、受診率100%をめざしていく必要があります。母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問・乳幼児相談等様々な事業を通して対象者には健診の必要性を理解してもらう必要があります。未受診者には電話による勧奨のほか必要時には訪問等を通して受診勧奨し、健診の結果をもとに母親の育児不安や悩みに対し、個別に寄り添った支援ができるよう、担当保健師の支援をより丁寧にするとともに関係機関・職種との連携を強化します。

〔成果指標〕

指標名	現状値(2024)	目標値
母子保健に関する取り組みの満足度	70.0%	80.0%
指標の説明	各年齢段階での健診など、妊娠・出産・乳児期における母子の健康に関する取り組みについて充実していると思う人の割合	

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を持ち、親としての役割や責任についての理解を深めます。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
母子健康診査事業	母子健康手帳の交付を行い、妊娠期から幼児期の健診により妊産婦の健康状態や、児童の発達状況・養育状況を確認し、必要な支援につなぎます。	こども家庭支援課
未熟児養育医療	養育のため医療機関等へ入院する必要がある未熟児等へ医療の給付を行います。	保険年金課

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
予防接種事業	出生届出時等に予防接種パンフレットの配布を行うなど、予防接種の必要性や正しい知識の普及と啓発を行います。	健康推進課
歯科保健事業	歯周疾患や虫歯等の早期発見のため、歯周疾患検診、成人歯科健診、妊婦歯科健診を実施します。	健康推進課

1-2 育児支援の充実

育児に関しては、孤独感や不安感を抱くなど支援を必要とする保護者が増えていきます。また、妊産婦のみでなく、児童の発達面・生活面で支援を必要とする家庭は増加しています。

本市では、保育所（園）認定こども園、幼稚園、子育て包括支援センターにおいて、幼児教育・保育サービスを提供するとともに、子育て支援センター等において、育児についての不安や悩みを相談できる場を提供しています。

また、令和6年4月にこども家庭センター機能を併せ持つ「こども家庭支援課」を開設しました。こども家庭支援課では、すべての妊産婦や子育て世帯、こどもに対し、一体的に相談支援を行い、妊娠から出産、子育てに至るまで気軽に相談できるワンストップ窓口として、それぞれの家庭に寄り添った支援を行っています。

妊産婦からの相談体制の充実とこどもの発達支援や保護者支援のさらなる充実を図るため、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター等地域にある子育て相談機関と連絡調整や情報共有等連携を密にし、早期に必要な支援へ繋がるよう、体制を強化します。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
妊娠・出産・乳児期における育児支援の満足度		58.8%	68.0%
指標の説明	各種相談事業や子育て支援センターの利用など、妊娠・出産・乳児期における育児支援が充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	育児支援制度や子育てに関する政策に関心を持ち、家族のサポート体制を整えながら、こどもに対する愛情を注ぎます。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実に努めます。また、SNSなどの活用によりさらなる事業の周知に努めます。	子育て支援室
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを助けて欲しい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）からなる会員組織で、センターのアドバイザーがお互いの希望を考慮し、依頼会員と提供会員の信頼と了解の上で預かり・送迎を行います。	子育て支援室
利用者支援事業（乳幼児相談、離乳食教室など）	離乳食教室を開催し、離乳食の進め方の講話や簡単な調理実習を行います。また、子育てに関することを気軽に相談できる乳幼児相談や、ウェルカムベビー教室、育児体験教室を実施します。	子育て支援室
利用者支援事業（妊産婦相談、育児相談、個別発達相談）	母子保健コーディネーターの配置により、個別ニーズに合わせた支援計画を策定するとともに、寄り添った相談支援ができる伴走型支援を行います。養育相談における保護者支援を主とした個別の発達相談や健診後のフォロー教室を行います。	こども家庭支援課
母子健康づくり事業	妊産婦や乳幼児の家庭を訪問し、生活の心配事、乳幼児の発育状況、育児不安などの相談支援を行います。出産後の体調不良や育児不安がある産婦等に対し、心身のケアや育児サポートを受ける産後ケア事業を行います。	こども家庭支援課
妊婦のための支給給付・妊婦等包括相談支援事業	妊産婦へ一貫して寄り添った伴走型支援ができるよう、不安や悩みの相談を個別に丁寧な対応を実施します。また、相談支援のみでなく経済的支援を実施します。	こども家庭支援課
保育事業の充実	保育所（園）、認定こども園、幼稚園で未就園児の親子や地域のボランティア団体を対象に、園庭開放を行い、子育ての仲間づくりや保護者同士のつながりを持てる機会を作ります。	保育幼稚園課
保育事業の充実（こども誰でも通園制度）	保育所（園）、認定こども園において、3歳未満の未就園児に適切な遊びや生活の場を与えると同時に、当該未就園児及び保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談並びに子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。	保育幼稚園課
木づかい木育推進事業	みえ森と緑の県民税市町交付金事業として、健やかなこどもの成長と木材利用の推進を図る「木育」を進めるため、出生届提出時等に地域材を活用した木製品をプレゼントします。	農林振興課
公園施設更新事業	こどもや保護者が集まり、同じ空間で誰もが安全・安心かつ快適に過ごせる環境を整備します。	都市計画課

2. こどもの成長を応援！～幼児期から学童期、思春期～



2-1 保育の充実

現在、保育サービスへの需要は高まっています。その要因は、共働き世帯が増えていくことに加え、高齢化社会の進展で高齢者も担い手となり、働く世代として活躍するケースが増えたことにより、祖父母が子育てをサポートすることが難しくなっていること、また、核家族化が進んでいるため、親がこどもを預ける場所が必要になっていることなど、様々です。

保育が必要なこどもが保育所（園）、認定こども園等で安定した保育生活ができ、保護者の子育てと就業の両立を支援できる体制づくりが必要であり、保育・教育に関するニーズを踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子育て家庭に質の高い保育・教育を総合的に提供することが求められます。

引き続き、保育サービスの量・質両面での充実を図るため、量の確保と質の向上を図るとともに、保育内容や保育環境の整備、保育人材の確保を進めます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
保育環境の満足度		82.1%	87.0%
指標の説明	保育所（園）、認定こども園、や幼稚園で、こどもが希望を持ち生き生きと過ごせている人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
こどもの視点	友達と仲良く過ごす ・みんなで遊ぶ ・ジャングルジムで高い所にのぼることに挑戦する
大人の視点	仕事と育児を両立し、生活の質を向上させるとともに、こどもの社会性、感情、認知能力、言語スキルなどを育みます。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
保育事業の充実	保護者のニーズに応えるため、通常保育に加え、一時預かり事業や延長保育事業等を実施します。また、入所児童の低年齢化に応えるべく地域型保育事業の充実や保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通うこどもの健康や発達等に関する相談、育児についての不安や悩み・疑問について家庭訪問等を通じた子育て支援の充実に努めます。	保育幼稚園課
保育人材の育成および確保	低年齢児の保育ニーズの高まりや、各種相談や家庭訪問等を通じた子育て支援を充実させるための人材を確保するとともに、各種研修会に積極的に参加等により、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	保育幼稚園課
人権保育の推進	伊賀市人権保育基本方針に基づき、子どもの権利を守り、人権を尊重する保育環境づくりを行います。保育士、保護者、地域の人権尊重を具体化するため、キャリア別研修、学びの場の提供、取り組みに対する評価に取り組みます。	保育幼稚園課
保育所（園）の再編整備と小規模園の活性化	入所児童数、地域の状況により保育所（園）の再編整備及び認定こども園への移行の検討を進めます。また小規模園については、地域の環境を活かした特色ある保育を展開し、活性化を図ります。	保育幼稚園課
認可外保育施設等管理運営事業	市内在住の第3子以降の児童が認可外保育施設等を利用した際に要する保育料及び副食費費用を補助します。	保育幼稚園課

2-2 教育の充実

児童生徒の心や人間関係は時々刻々と変化しており、一人ひとりの児童生徒の声をきいたり、学校生活等での様子から児童生徒の状況を把握したりするとともに、関係機関と連携しながら問題行動等の早期発見・早期対応を図る必要があります。

児童生徒にとって、学校生活とは、知識やスキルを身につけるだけでなく、教師やクラスメートとの関わりを通じて社会的な関係を築くなど、さまざまな経験を通じて成長する場でもあります。

教育の充実については、充実した学習環境を整える教育環境の整備、教員の研修やキャリア教育の充実、教育方法や指導力の向上など教員の質の向上、実践的な学習機会の充実、児童生徒の個別の能力、興味に合わせた教育の提供を行うカリキュラムの充実、学習相談や進路指導、学習支援プログラムなど児童生徒の学習支援、これらの視点が重要です。

知識の習得だけでなく、社会的な成長や自己成長の間でもある学校生活において、さまざまな経験を通じて自己を発揮し、将来の可能性を広げることができるよう、引き続き、各種事業に取り組みます。

また、伊賀市立小学校・中学校において、次世代を担う児童生徒を健全に育成するための望ましい学習集団の形成と活力ある学校づくりを目指します。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
学習環境の満足度		61.7%	71.0%
指標の説明	学校現場において、こどもが安心して学ぶことができ、将来に夢や希望が持てている人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
こどもの視点	勉強やクラブ、委員会活動を頑張る ・本をたくさん読む ・友達と仲良くする ・コミュニケーションを積極的にとる ・100マス計算がんばる
大人の視点	こどもの教育に対する関心を持ち、学校や地域の教育プログラムに積極的に関わります。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
情報化教育推進事業	国が進めるG I G Aスクール構想を推進するため、小中学校に整備した学習用端末を活用して、児童生徒が自ら学びに取り組むための環境整備を行います。また、小中学校の情報ネットワークについて、情報教育の充実を図るための環境整備を行います。	教育総務課
通学手段の確保事業	直営、業務委託によるスクールバスの運行を行い、児童生徒の安全安心な通学を確保します。 遠距離通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の助成を行います。	教育総務課
学力向上推進事業	全国学力・学習状況調査の結果を分析、児童生徒の学習の定着を図るなど、児童生徒の学力向上に向けた取組を推進します。 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（英検）を受験することにより、生徒が英語に関心をもち、英語力を向上させ、さらには、学習への意欲を向上させる機会とするため、市内公立中学校に在籍する3年生の受験料（在籍期間内1回分）を受験級に関わらず全額補助します。	学校教育課
部活動指導員配置促進事業	生徒の競技における技術的な向上及び教職員の働き方改革につなげることを目的に部活動指導員を配置します。また、休日部活動の地域移行を進めます。	学校教育課
キャリア教育推進事業	系統的なキャリア教育の推進を図るためのキャリア・パスポートの活用や地域と連携しながらの活動を通して、社会性や連帯性など児童生徒の心の育成を図るため地元企業等で職場体験学習や工場見学等を実施します。	学校教育課
人権同和教育推進事業	各学校（園）において、伊賀市人権同和教育基本方針に基づいた研究課題にそって、研究テーマを設定し、人権・同和教育の研究と実践を行います。	学校教育課
児童生徒の安全対策事業（教育振興一般経費）	中学校自転車通学生のヘルメット・「こどもSOSの家」旗の購入及び配布、注意喚起看板等の作成により、児童生徒の安全を確保します。	学校教育課
ALT 配置事業	JET プログラムを通じて ALT（中学校英語指導助手）を招聘し、英語科をはじめ各校の教育活動に参画すること及び小学校外国語指導助手を各小学校に派遣することで、小中学校における英語教育及び国際理解教育の充実につなげます。	学校教育課
読書活動推進事業	伊賀市読書活動プロジェクト委員会を立ち上げ、上野図書館等の外部機関とも連携しながら読書活動の推進につながる取り組みを進めます。	学校教育課

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
教職員研究研修事業	就学前保育および教育から小学校教育へとスムーズな移行ができるよう、小学校入学を見据えたアプローチカリキュラムと保育所（園）・幼稚園での学びの継続を意識したスタートカリキュラムを合同研修の機会を生かし、保幼小が連携し、作成・実施します。 教職員の指導力の向上に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課
児童生徒健康管理事業	児童生徒の健康管理と健康増進を図るため、各小中学校に校医、歯科医、薬剤師を委嘱配置し、健康診断をはじめ、専門医検診等を行います。 健全で安心できる教育環境の整備に努めます。	学校教育課 教育総務課
学校保健管理事業	小中学校在校生及び教職員を対象に健康診断を実施し、児童生徒・教職員の健康管理に努めます。 小中学校に在籍する児童生徒の在校中に発生した災害に対して給付を行うことにより、保護者の経済的負担を軽減します。	学校教育課

2-3 多様な子育て支援の充実

本市では、市内に設置している子育て支援センターをはじめ、拠点施設となる「子育て包括支援センター」において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う広場を提供し、教室の開催や育児相談指導、子育てに関する講演会等の開催や情報提供を行っています。また、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業などを実施しています。

また、共働き世帯の増加により、放課後に安心・安全に過ごせる居場所についての需要が高まっています。自分の居場所を持つことは自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素です。

こどもの居場所の中には、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館など市が主体となって取り組んでいるものもあれば、地域食堂やこども食堂のように民間団体が主な担い手となり取り組んでいるものもあります。

引き続き、既存の地域資源を活用しながら、身近な地域で多様な居場所が確保され、すべてのこどもが豊かな放課後を過ごせるよう取り組みを進めます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
保育所(園)、認定こども園や学校以外での子育て支援施策の満足度		39.3%	54.0%
指標の説明	地域子育て支援センターや放課後児童クラブ、児童館、病児保育など、保育所(園)、認定こども園や学校現場以外での子育て支援施策が充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
こどもの視点	家でのお手伝いをする ・ 習い事を頑張る ・ 宿題を頑張る ・ 家の周りをきれいにする ・ 地域の交流会に参加する ・ ボランティアに参加する
大人の視点	地域でこどもを見守る体制を整えるため、「地域のこどもは地域で育てる」という意識を持ちます。 こどもが居場所を安全に、かつ充実して利用できるようにサポートします。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
児童館事業	児童健全育成を目的として、放課後や長期休業中において児童が安心して学習や遊びをする場を提供し、児童やその保護者が、安心・安全に施設の利用ができるようにします。また、こどもが将来社会の中で自立できることをめざして、さまざまな生活体験を提供します。	同和課
放課後児童対策事業	共働き家庭が増えるなか、昼間保護者がいない児童の健全育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。	こども未来課
病児保育事業	病気及び病気の回復期にある幼児、児童を保護者に代わって一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また、専門職のスタッフの確保に努めると共に、安定的な運営について検討します。	こども未来課
こどもの居場所づくり事業	自己肯定感、人や社会と関わる力、学習習慣など、こどもが安心して過ごせる環境で過ごすことのできる居場所づくりを支援します。	こども未来課 こども家庭支援課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。SNSなどの活用により事業の周知に努めます。また、子育て支援員のスキルアップのための研修を行い、さらなる参加を呼びかけます。	子育て支援室
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育てを助けて欲しい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）からなる会員組織で、センターのアドバイザーがお互いの希望を考慮し、依頼会員と提供会員の信頼と了解の上で預かり・送迎を行います。	子育て支援室
予防接種事業【再掲】	出生届出時等に予防接種パンフレットの配布を行うなど、予防接種の必要性や正しい知識の普及と啓発を行います。	健康推進課
伊賀の森っこ育成推進事業	みえ森と緑の県民税市町交付金事業として、小学校又は中学校の森林環境・林業等に関する学習活動・体験活動などに対して補助を行います。	農林振興課
放課後子ども教室推進事業	放課後等に、学校の空き教室や集会所等を利用して、こどもの居場所づくり及び青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課

2-4 からだそだて・食育の推進

「からだそだて」については、こどもの健康な成長を支える基礎をなすものであり、引き続き、保育所（園）や幼稚園では、こどもの身体感覚を高める保育・教育内容を実施します。

保育所（園）、認定こども園や幼稚園等では、「にんにんタイム」を実施し、発達段階に応じた保育計画を策定して、各保育所（園）で実践することにより、からだを動かす楽しさを感じています。

また、「食」については、小中学校での朝食欠食率が、全国平均よりも高い数値が続いています。そのため、学校教育の中では、地域の生産者から食材についての話を聞く機会をつくるなど、「食」を担う多様な関係者との連携・協力を図るとともに、調理等の体験活動や、「いがスマイル給食」で提供されている伊賀の特産食材についての学習を取り入れながら、食事の大切さについての理解を促します。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
からだそだて・食育の満足度		49.4%	64.0%
指標の説明	からだそだて・食育に関して、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校での取り組みとともに、家庭で取り組むための情報が充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
こどもの視点	早寝早起きをする ・公園で遊ぶ ・地域のスポーツイベントに参加する ・朝ご飯をしっかりと食べる ・好き嫌いをなくす ・残さず食べる ・地産地消、特産物を知る ・50メートル走る ・高いところに上ることに挑戦する
大人の視点	自らが健康的な食生活と運動習慣を実践することで、こどもにとって良い模範となります。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	親子で参加するからだ育て等の教室・講座の実施及びプレイルームの開放による子育て支援を実施し、子育て情報の発信を行います。また、市内6カ所の子育て支援センターでの各種事業に取り組みます。	子育て支援室
利用者支援事業（離乳食教室）	離乳食教室を開催し、離乳食の進め方の講話や簡単な調理実習を行います。また、子育てに関することを気軽に相談できる乳幼児相談や、ウェルカムベビー教室、育児体験教室を実施します。	子育て支援室
保育事業の充実	保育所（園）、認定こども園や幼稚園で、こどもの身体感覚を高める保育・教育内容を実施します。 職員が0歳児からの発達に応じた環境設定を学び、発達に沿ったあそびを保育の中に取り入れて、夢中であそべる環境づくりに努めます。	保育幼稚園課
特産農産物等振興事業	多様な伊賀産食材を使用し、市内小中学校にて「いがスマイル給食」として提供することによって、地産地消の推進と地元食材に関する知識を深めるきっかけをつくり、将来の子供達に伊賀市の食材を積極的に選んでもらえるよう食育の推進を行います。	農林振興課
学校給食管理事業	全公立小中学校で食に関する指導計画を作成し、実践し、児童生徒の実態に応じた食に関する指導を、系統的に進めます。また、望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養3色板などを活用し、食に興味を持つよう日々の教育のなかで食に関する体験活動に取り組みます。	学校教育課
給食センター管理運営事業	地元食材を紹介する「給食だより」の発行と市HPへの献立（食材の詳細）、食育教材の提示を行います。なお、物資納入業者と連携し、食材の確保や価格の調整を図りながら、地場産（伊賀・三重産）食材を積極的に使用します。また、給食センターにおける調理工程や衛生管理等について学ぶため、児童の見学を受け入れます。	いがっこ給食センター元気 いがっこ給食センター夢

3. 自己実現への挑戦！～青年期～



3-1 若者の修学、就労支援

高校、大学や専門学校などの高等教育には多額の費用がかかります。経済的に困難な家庭の若者は、学費や生活費を捻出することが難しくなる場合があることから、高等教育機関での教育機会を支援し、社会に貢献する人材を育成するため、各種の奨学金制度を整えています。

しかしながら、社会経済情勢による困窮世帯の増加等もあることから、現行制度を見直しながら、引き続き、若者の修学支援を行います。

また、就労については、非正規雇用の増加の問題や若者のスキルと求人とのマッチングの不一致により就職が難しくなるケースがあります。若者は教育や訓練を受ける機会を増やすことで、求人とのスキルマッチングを改善する必要があります。

引き続き、三重労働局、ハローワーク伊賀、おしごと広場みえ、上野商工会議所、伊賀市商工会、近隣自治体等と連携して、若者の就労に取り組みます。

〔成果指標〕

指標名	現状値(2024)	目標値
若者の修学、就労支援の満足度	25.0%	40.0%
指標の説明	若者の修学や就労支援について充実していると思う人の割合	

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
こどもの視点	コミュニティを広げる ・求められるスキルを磨く ・必要な資格を取得する ・能力を活かす職種を知る ・勉強する ・伊賀に戻る
大人の視点	若者の就学・就労支援に対する理解を深め、社会全体で支える意識を持ちます。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
移住・交流推進事業	若者の市外流出抑制と市内流入及び市内等での就業の促進を図ることを目的として「伊賀市若者定住のための奨学金等返還支援金」を交付します。	地域創生課
雇用、勤労者対策事業	ＵＪＩターン促進事業として、名張市や甲賀市、各地域の商工団体やハローワークと連携した就職セミナー等を開催し、大学生などの求職者と市内企業との就労マッチングに取り組みます。	商工労働課
商工振興事業（起業）	国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、伊賀流創業応援忍隊（伊賀市、上野商工会議所、伊賀市商工会、ゆめテクノ伊賀等）が、各支援機関の強みを生かした起業支援等に取り組みます。	商工労働課
奨学金等支給事業	市内の高校生、大学生などに修学のための経済的支援を通じて、社会に貢献する人材の育成を目的として、返済不要の給付型奨学金を支給します。	教育総務課

3-2 郷土愛の育成

郷土教育を通じて、地域の魅力や特産物、観光地などを学ぶことで、地元への愛着や関心を醸成することができます。地域の誇りや自然環境への配慮など、地域に対する意識を高めることができます。ひいては、地域の文化や伝統を次世代に継承することができます。地域社会の発展に寄与することができます。

市では、自らが地域の担い手となる意識や実行力を持つ人材（IGABITO）育成を目的に、伊賀市若者会議を設置し、メンバーが自らプロジェクトに取り組むほか、市政への参画事業を中心に活動しています。また、市内県立高校における自主的なIGABITO育成事業への財政支援をしています。

引き続き、若者のシビックプライドの醸成をさらに高めるための取り組みを支援しながら、持続可能な地域づくりを推進します。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
郷土愛の育成に関する取り組みの満足度		27.3%	42.0%
指標の説明	地域に愛着や誇りを持てるこどもの育成ができていると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
こどもの視点	市の取り組みを知り利用する ・文化や自然に触れる ・伊賀のものを知る ・地域活動に参加する ・魅力を伝える
大人の視点	地域について主体的に学ぶ機会や、地域の良さ（自然、歴史、文化など）に触れる機会、また地域の多様な年代の人と関わる機会を創出します。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
地方創生推進事業（IGABITO 育成事業）	内閣府の認定を受けた地域再生計画「関係人口と共にデザインする全世代活躍の持続可能な伊賀市づくりプロジェクト」に基づき、伊賀市若者会議の活動支援や市内県立高校における人材育成事業への支援、若者への学習環境の提供等を行う団体への事業費支援に取り組みます。	地域創生課
20歳の集い開催事業	20歳を迎えた若者同士の再会や交流を通じて、地域への愛着を深め再認識してもらう機会にすると共に、地域に対する誇りを持ち、地域住民としての自覚を促し主体的な参加意識を醸成します。	生涯学習課

4. 様々な状況にある子どもへの支援



4-1 ひとり親家庭への自立支援

ひとり親は家計を一人で支えなければならず、仕事と子育てを両立させるためには、個々の事情や状況によって異なりますが、社会的な支援や制度の整備、地域のサポートネットワークの構築や養育費の受け取りなどが重要な課題となっています。

本市では、医療費の助成など経済的支援や子育て・生活支援、就労相談などを行い、自立を支援しています。

引き続き、離婚・DV等ひとり親が抱える相談や、就労に関しては、ハローワークとも連携した事業展開を図ります。また、ひとり親家庭が子育てをしながら安心して働き、子どもが健やかに育つことができるよう充実した施策を進める必要があります。

また、給付事業のみでなく、生活支援や就労支援等の効果的支援ができるよう、関係機関との連携強化や職員のスキルアップ資質向上を図りながら各種支援に取り組みます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
ひとり親家庭への支援施策の満足度		44.8%	59.0%
指標の説明	ひとり親家庭への支援について充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	ひとり親家庭への自立支援制度についての理解を深め、地域で見守る意識を醸成します。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
放課後児童対策事業	ひとり親家庭が地域のなかで安心して子育てと就労との両立が図れるよう、利用料の減免を行い、放課後児童クラブが利用し易い体制を整えます。	こども未来課
児童扶養手当支給事業	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。	こども未来課
母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭の生活安定と向上を図るために、ハローワークと連携した事業展開を図りながら、必要な情報提供や相談、自立に向けた支援を行います。	こども家庭支援課
保育事業の充実	ひとり親家庭の就労や求職活動を支援するため、優先的な入所（園）に取り組みます。	保育幼稚園課
医療費助成事業	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭の児童およびその児童を養育している父または母、または父母に代わってその児童を養育している人を対象に、医療費を助成します。	保険年金課
住宅確保要配慮者優先入居事業	市営住宅の入居募集時に、ひとり親家庭の優先入居住宅を設定し、広報いが、ホームページ等を通じて情報提供を行います。	住宅課

4-2 外国につながるのある子どもや家庭への支援

本市においては、外国につながるのある子育て世代が多く、市内保育所（園）や幼稚園、小中学校には、多くの外国人幼児児童生徒が在籍しています。保護者が日本語を話せない家庭もあることから、学校教育に関しては日本語能力の差が教科学習や家庭学習における壁となり、学習意欲や学習の理解に影響が出ています。

こどもの成長段階に応じた日本語教育を提供し、学校、地域、団体等が連携して切れ目のない支援を行い、こどもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるほか、学力保障、進路保障のための支援を行います。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
外国につながるのある子どもや家庭支援の満足度		45.0%	55.0%
指標の説明	外国につながるのある子どもや家庭への支援について充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	多文化理解を促進するため開催されるイベント等に参加し、多様性を受け入れる体制を整えます。 地域全体で外国人児童生徒を支える体制を整えるために、行政や教育機関と協力します。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
多文化共生推進事業	学習支援教室などを実施し、日本語指導が必要な児童・生徒を対象に日本語による教科学習支援を行います。なお、学習支援以外にも、児童とボランティア先生の交流を深め、居場所としての機能を強化します。	多文化共生課

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
外国人児童生徒支援事業	外国につながるのあるこどもに対し、日本語に馴染みやすい教育・保育環境を整えます。また、保護者と一緒に絵本を選んだり、友だちと一緒に選んだりして、毎月1冊幼稚園の本を借りて家庭で読めるように取り組みます。 初期適応指導教室を運営し、新しく日本に来た児童生徒への日本語指導を行い、日本の学校への適応を推進します。 「外国人児童生徒と保護者のための進路ガイダンス」を年1回開催し、外国人児童生徒の進路保障を進めます。 日本語指導が必要な児童生徒を対象に漢字能力検定の検定料を補助することで、日本語習得への意欲向上を図ります。	学校教育課

4-3 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいの有無によって差別されることなく、誰もが等しく教育・保育を受けることができるよう、乳幼児期の早いうちから見守り、成長する過程を保障することが重要です。障がいのある子どもには、障がい児通所支援など社会的なインクルージョンを実現するための支援が必要です。また、家庭への支援も欠くことはできず、家族が適切な情報やサポートを得ることができるような体制の整備が必要です。

これらの課題に向けては、地域の関係者、専門家、関連する団体等が連携して取り組むことが重要です。

また、発達支援については、個性やニーズが異なるため、個別のアプローチや支援が必要です。子どもが住み慣れた地域で安心して過ごすことができ、身近な保育所や学校へ通い、その保護者が安心して子育てできる保健・医療・福祉・教育の環境を整える必要があります。乳幼児健診等により、早期に療育支援が必要となった後、保育所（園）、幼稚園、小中学校でのフォロー体制において、それぞれの子どもに応じた適切な発達支援指導ができるよう、専門人材を育成するとともに、個別指導計画を立案しその後に至るまで、切れ目のない支援につなげます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
障がいのある子どもや家庭支援の満足度		40.8%	60.0%
指標の説明	障がいのある子どもや家庭への支援について充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	障がいのある子どもとその家族が参加できる交流イベントやワークショップの開催など、地域の連帯感を高めます。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
放課後児童対策事業	障がいのあるこどもの受け入れについて支援員を加配するなど、安心して利用できるような環境を整えます。	こども未来課
特別児童扶養手当の支給	身体や精神に障がいのある 20 歳未満の児童の福祉増進を図るため、特別児童扶養手当を支給します。	こども未来課
発達支援事業	こどもの発達などに不安のある保護者や、保育所(園)、小・中学校等からの相談に応じ、保護者の不安軽減やこどもが必要なサポートを受けられるように支援します。また、途切れない支援を受けられるように、児童発達支援センターや関係機関、庁内関係部署等と連携を図ります。	こども家庭支援課
心身障がい児療育保育事業	児童の発達や障がいに応じた保育や療育を行うための専門性を高め、障がい児保育の充実を図るとともに、障がい等の有無にかかわらず希望する保育所等で安心して生活し、共に生き、共に育ちあうことができるインクルーシブ保育を促進します。また、障がい児保育や乳幼児の療育支援事業の推進を図るため、かしのみ園（みどり保育園）での適切な療育や保育が受けられるよう入所（通所）の可否についての審査及びかしのみ園以外の保育所等の入所を希望する児童への加配保育士の配置審査をするため、審査会を年複数回実施します。	保育幼稚園課
医療費助成事業	身体障害者手帳 1 ～ 3 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級を持っている方に医療費を助成します。	保険年金課
特別支援教育充実事業	特区别な支援が必要な児童生徒のニーズにあった支援を行う体制づくりに努めます。 就学にかかわって、各小中学校と関係機関との連携を深め、巡回相談や教育相談を充実させるとともに、教育支援委員会につなげます。	学校教育課
就学奨励制度	特別支援学級に在籍する児童生徒で所得条件該当者に対して、学用品費等の学校に納入した費用の一部を援助します。	学校教育課
特別障害者手当の支給	重度の障がいのある在宅の児童で、日常的に特別な介護を必要とする児童に障害児福祉手当を支給します。	障がい福祉課
自立支援等給付事業	障がいのある児童の日常生活や集団生活のため、必要な訓練などで発達や自立を支援する障害児通所支援事業等を行います。	障がい福祉課

4-4 困難な状況下にある子どもへの支援

子どもを取り巻く状況は多様化しており、不登校やヤングケアラーなど、様々な状況下にある子どもが増加しています。

困難な状況にある子どもを支えるために、学校や地域の支援機関、専門機関等との連携とともに、家族や友人の理解やサポートも非常に重要であり、社会全体で連携し、包括的な支援体制構築が必要です。

多様な専門職がチームとして連携できる機能を備えることで、困難事例にも迅速かつ柔軟に対応できる合同ケース会議や個別ケース会議等を通して、支援の方向性やそれぞれの関係機関における役割を明確にしていきます。より個別ニーズにそった相談支援ができ、必要に応じて関係機関やサービスにつながる体制を強化していきます。

また、文部科学省が令和5年3月に策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」にも示されているように、不登校により学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていく取り組み等を進めます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
困難な状況下にある子ども支援の満足度		21.7%	36.0%
指標の説明	困難な状況下（いじめ、不登校、ヤングケアラー、非行など）にある子どもへの支援について充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	子どもやその家族が孤立しないよう、地域全体で支え合い、連帯感を高める活動を推進します。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
ヤングケアラー支援体制強化事業	こどもが安心して暮らし、こどもの養育に不安をもつ保護者が安心して子育てできるよう支援します。	こども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業	特定妊婦・要保護児童・要支援児童等、家事や養育が困難な状況にある家庭に対し、日常の家事や買い物代行を中心とした訪問支援を実施します。	こども家庭支援課
保育事業の充実	家庭支援推進保育士を継続して配置することにより、日常生活における基本的な生活習慣等について、特に家庭環境に対する配慮を必要とする児童の保育と保護者の支援を行います。	保育幼稚園課
検診事業	20～39歳までの市民を対象に、若年者健診を実施します。	健康推進課
生徒指導推進事業	各学校において、家庭訪問、巡視・補導、関係機関との連携・対応等の生徒指導活動に取り組むとともに、相談体制、生徒指導体制の充実を図り、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置し、ふれあい教室、児童相談所、児童家庭支援センターをはじめ、様々な関係機関との連携を進め、いじめ、不登校をはじめとする学校現場の多様な課題に対応し、早期発見、早期解決のための連携を強化します。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	伊賀市教育支援センター（ふれあい教室）における適応指導や教育相談活動の充実を図るなど、支援体制の強化を図ります。 不登校ならびに不登校傾向の児童生徒に対する新たな支援として、学校内に設置する校内教育支援センターをモデル的に実施し支援体制を整備します。	学校教育課
青少年センター運営事業	街頭補導を計画的、日常的に行い、問題行動の未然防止や少年非行の早期発見に繋がります。また登下校時に防犯パトロールを兼ねて市内全域を巡回するとともに、関係機関・関係団体の協力を得て、青少年に有害な環境の浄化活動を行います。	生涯学習課

4-5 貧困な状況下にある子どもや家庭への支援

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの問題とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

本市ではこれまで子どもやその家庭に対する生活支援等、各種施策を展開してきました。

今後も全てのこどもが生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持ち、成長することができる社会を実現するため、学習機会の均等を図るなど、こどもをとりまく貧困対策を総合的に推進します。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
貧困な状況下にある子どもや家庭支援の満足度		29.3%	44.0%
指標の説明	貧困な状況下にある子どもや家庭への支援について充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	地域の行政機関、学校、NPO、企業、ボランティア団体が協力し、包括的な支援ネットワークを構築します。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮世帯の児童等を対象に、教科の学習、生活習慣の改善など子どもと保護者の双方に必要な支援を訪問型（小学1年生から中学3年生対象）と教室型（中学1年生から中学3年生対象）により実施します。教室型は高校等への進学と将来の就職に繋げることを目的として実施します。	生活支援課
就学奨励制度	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して学用品費等を給付します。	学校教育課

5. 子育て世帯をとりまく環境の整備



5-1 地域や家庭における社会教育環境の整備

こどもに対する社会教育の充実は、将来の社会参加や自己実現のために非常に重要です。

特に、地域の関与もこどもの社会教育の充実に欠くことはできず、地域の施設や団体との連携を図り、地域の歴史や文化、地域の課題などについて学ぶ機会を提供することが重要です。また、地域のボランティア活動や地域イベントへの参加を通じて、社会貢献の意識や地域への帰属感を醸成することも大切です。

また、こどもが自らの力を発揮して育つことができるよう、保護者がこどもに対して行う家庭教育についても、こどもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感や他人に対する思いやり、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につけるとともに、自己肯定感を高める上でも重要なものです。

こうしたことから、生涯学習活動やスポーツ活動など、様々な体験を経験する機会を提供するとともに、家庭教育について考える機会を創出し、こどもが自己実現や社会参加のための力を身につけることができるよう、社会教育の充実に取り組みます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
地域や家庭における社会教育環境の満足度		34.4%	49.0%
指標の説明	こどもに様々な体験機会が与えられるよう、家庭や地域の教育力を高める取り組みが充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	地域のイベントや活動をこどもとともに体験し、地域の歴史や文化に触れる機会をつくります。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
スポーツ活動振興事業	少子化が進むなか、こどもの野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養うことを目的とし、青少年の健全育成のためスポーツ少年団への加入を促進します。	スポーツ振興課
社会教育推進事業	社会教育委員による子育て世代の保護者を対象にした家庭教育支援事業として「子どもについて一緒に考える集い」をテーマに講演会等を実施します。	生涯学習課
生涯学習推進啓発事業	中央公民館及び各地区市民センターを活動拠点とした生涯学習を推進します。 次代の地域を担うこどもの学びや体験を大切にするため、各地域の伝統文化について、こどもが学ぶ・体験する機会を設けます。また複数の住民自治協議会が合同でこどもの体験活動事業を実施し、こどもの交流を促進します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	心豊かで思いやりのある青少年の育成を目的に、こどもの豊かな感性を育み親子のふれあいの大切さについて考えてもらう機会づくりのための青少年健全育成事業やふるさと学習事業等を実施します。	生涯学習課
図書館運営事業	家庭での読書習慣をつけるため、図書の充実を図るとともに、絵本や児童書の特集コーナーを設置し、閲覧しやすい環境をつくります。また読書の大切さを理解し、乳幼児期から、本に親しむきっかけをつくるため、市内の読み聞かせボランティアグループの支援や図書館を身近に感じ親しみを持ってもらうため、職場体験を受け入れ、勤労体験を通して、社会性を身につけるよう育成に努めます。	上野図書館

5-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの実現は、子育てをする親の負担を軽減し、仕事と家庭の両立を支援する重要な要素です。

市では、「伊賀市まるごとハタラキカタ応援共同宣言」を行い、行政、企業・事業所・団体等と共に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ結果、「男は仕事、女は家庭・育児・介護」という考え方を否定する人の割合が増加し、性別による固定的な役割分担意識が薄れてきている傾向にあります。実際の生活では、生活費の確保は男性が、家事・育児・介護は女性が担っていることが多く、考え方と現状にはギャップがあります。

女性が職業を持つことについては、子どもができてみずっと職業をもち続けたいと思う人が増え、女性が職場で力を発揮できるよう、仕事と家庭生活等を両立するための支援が不可欠です。

これまでもワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女ともに働き方の見直しを含めた啓発活動を継続するとともに、仕事と子育ての両立を図るための各種制度の普及に努めてきましたが、引き続き、共働き・共育てを支援し、子育てしやすい就労環境の整備について、関係機関等と連携した啓発を行います。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
ワーク・ライフ・バランスに対する満足度		21.0%	36.0%
指標の説明	仕事と家庭生活とのバランスがとれた生活を送るための就労環境が整い、子育て支援が充実していると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	性別による固定的な役割分担意識を取り除き、みんなで子育てする意識を持ちます。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
放課後児童対策事業 【再掲】	共働き家庭が増えるなか、昼間保護者がいない児童の健全育成を図るため、適切な遊びや生活の場を提供します。なお、希望するこどもが利用できるよう、待機児童の解消や未設置校区児童の利用について検討します。	こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】	子育てを助けて欲しい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）からなる会員組織で、センターのアドバイザーがお互いの希望を考慮し、依頼会員と提供会員の信頼と了解の上で預かり・送迎を行います。	子育て支援室
保育事業の充実	保育が必要なこどもが保育所（園）、認定こども園で安定した生活ができ、保護者の子育てと就業の両立を支援できるよう、公立・私立の保育所（園）、認定こども園を運営します。	保育幼稚園課
認可外保育施設等管理運営事業	市内在住の第3子以降の児童が認可外保育施設等を利用した際に要する保育料及び副食費費用を補助します。	保育幼稚園課
雇用、勤労者対策事業	企業訪問等を行い、人事・総務担当者と面談を行うことで、人権啓発も含めて労働時間の短縮や育休取得率の向上など、ワーク・ライフ・バランスを充実させるための啓発活動や、聞き取り調査を行います。また、企業を対象としたワーク・ライフ・バランスに関するセミナーなどを開催します。	商工労働課 人権政策課

5-3 子育て家庭への経済的負担の軽減

保育所（園）や幼稚園などの保育施設の利用には一定の費用がかかり、小中学校では、こどもの学費や学用品、塾や習い事などの費用がかかります。その他、こどもの食費、衣服やおもちゃ、医療費などの生活費も子育て家庭の経済的負担となります。こどもの成長や健康状態に応じて費用が増えることもあり、こどもの成長段階において、様々な費用を要します。

子育て家庭に対し、経済的負担の軽減を図ることは、生活の安定はもとより、子育て家庭が経済的な余裕を持つことで、地域のイベントや社会活動に参加する機会が増え、こどもの社会性やコミュニケーション能力の向上やこどもの教育機会を等しく確保することに寄与することが期待されます。

これらの効果により、家庭生活の安定やこどもの健やかな成長が促進されることから、国や県の制度に加え、市独自の支援に今後取り組みます。

〔成果指標〕

指標名		現状値(2024)	目標値
子育てに関する経済的負担の満足度		37.1%	52.0%
指標の説明	子育てに対する経済的負担が軽減されていると思う人の割合		

〔取り組みを進める上での視点〕

世 代	視 点
大人の視点	支援制度の趣旨の認識を深め、子育てのため活用します。

〔取り組み内容（事業）〕

取り組み(事業)名	取り組み(事業)内容	担当課
伊賀鉄道活性化促進事業	園児・小学生向けに電車の乗り方教室を開催します。また、伊賀鉄道を利用して通学する学生を対象に定期券購入費の一部を助成します。	交通戦略課
児童手当支給事業	子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、児童手当等を支給します。	こども未来課
不妊治療等助成事業	不妊症や不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊症等治療費の一部を助成します。	こども家庭支援課
妊婦のための支給給付・妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊産婦へ一貫して寄り添った伴走型支援ができるよう、不安や悩みの相談を個別に丁寧な対応を実施します。また、相談支援のみでなく経済的支援を実施します。	こども家庭支援課
公立保育所(園)管理運営事業	こどもファーストをさらに推し進め、子育て世帯への経済的負担の軽減、そして子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、3～5歳児の幼稚園・保育所(園)・認定こども園・認可外保育所を利用するこどもの副食費を無償化します。	保育幼稚園課
私立保育所等運営事業	こどもファーストをさらに推し進め、子育て世帯への経済的負担の軽減、そして子育てしやすいまちづくりの実現に向けて、3～5歳児の幼稚園・保育所(園)・認定こども園・認可外保育所を利用するこどもの副食費を無償化します。	保育幼稚園課
認可外保育施設等管理運営事業	市内在住の第3子以降の児童が認可外保育施設等を利用した際に要する保育料及び副食費を補助します。	保育幼稚園課
医療費助成事業	0歳から15歳年度末までの子を対象に、医療費を助成します。また、対象年齢の引き上げも含めた検討を進めます。	保険年金課
予防接種事業	乳幼児インフルエンザワクチン・おたふくかぜ等任意予防接種費用の一部を助成します。	健康推進課
学校給食管理事業	こどもの健やかな健康を育むための食育推進を目的とし、市内公立小中学校給食費を無償化します。	学校教育課
給食センター管理運営事業	こどもの健やかな健康を育むための食育推進を目的とし、市内公立小中学校給食費を無償化します。	いがっこ給食センター元気 いがっこ給食センター夢
通学手段の確保事業【再掲】	直営、業務委託によるスクールバスの運行を行い、児童生徒の安全安心な通学を確保します。 遠距離通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の助成を行います。	教育総務課
奨学金等支給事業【再掲】	市内の高校生、大学生などに修学のための経済的支援を通じて、社会に貢献する人材の育成を目的として、返済不要の給付型奨学金を支給します。	教育総務課

6. ライフステージ別の取り組み一覧

施策番号	事業名	参照先	妊娠、出産、乳児期				
			妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳
1-1	母子健康診査事業	35	●	●	●	●	●
	未熟児養育医療	35		●	●	●	●
	予防接種事業	36		●	●	●	●
	歯科保健事業	36		●	●	●	●
1-2	地域子育て支援拠点事業	38		●	●	●	●
	ファミリー・サポート・センター事業	38		●	●	●	●
	利用者支援事業（乳幼児相談、離乳食教室など）	38		●	●	●	●
	利用者支援事業（妊産婦相談、育児相談、個別発達相談）	38	●	●	●	●	●
	母子健康づくり事業	38	●	●	●	●	●
	妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	38	●	●	●	●	●
	保育事業の充実	38		●	●	●	●
	保育事業の充実（こども誰でも通園制度）	38		●	●	●	●
	木づかい木育推進事業	38		●	●	●	●
	公園施設更新事業	38		●	●	●	●
2-1	保育事業の充実	40		●	●	●	●
	保育人材の育成および確保	40		●	●	●	●
	人権保育の推進	40		●	●	●	●
	保育所（園）の再編整備と小規模園の活性化	40		●	●	●	●
	認可外保育施設等管理運営事業	40		●	●	●	●
2-2	情報化教育推進事業	42					
	通学手段の確保事業	42					
	学力向上推進事業	42					
	部活動指導員配置促進事業	42					
	キャリア教育推進事業	42					
	人権同和教育推進事業	42					
	児童生徒の安全対策事業（教育振興一般経費）	42					
	ALT配置事業	42					
	読書活動推進事業	42					
	教職員研究研修事業	43					
	児童生徒健康管理事業	43					
	学校保健管理事業	43					
2-3	児童館事業	45					
	放課後児童対策事業	45					
	病児保育事業	45		●	●	●	●
	こどもの居場所づくり事業	45		●	●	●	●
	地域子育て支援拠点事業【再掲】	45		●	●	●	●
	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	45		●	●	●	●
	予防接種事業【再掲】	45		●	●	●	●
	伊賀の森っこ育成推進事業	45					
	放課後子ども教室推進事業	45					
2-4	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	47		●	●	●	●
	利用者支援事業（離乳食教室）	47		●	●	●	●
	保育事業の充実	47		●	●	●	●
	特産農産物等振興事業	47					
	学校給食管理事業	47					
	給食センター管理運営事業	47					
3-1	移住・交流推進事業	49					
	雇用、勤労者対策事業	49					
	商工振興事業（起業）	49					
	奨学金等支給事業	49					
3-2	地方創生推進事業（IGABITO育成事業）	50					
	20歳の集い開催事業	50					

幼児期		学童期	思春期	青年期		事業名	施策番号
4 歳	5 歳	小学校	中学校	高校	大学以上		
						母子健康診査事業	1-1
						未熟児養育医療	
						予防接種事業	
						歯科保健事業	
						地域子育て支援拠点事業	1-2
						ファミリー・サポート・センター事業	
						利用者支援事業（乳幼児相談、離乳食教室など）	
						利用者支援事業（妊産婦相談、育児相談、個別発達相談）	
						母子健康づくり事業	
						妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	
						保育事業の充実	
						保育事業の充実（こども誰でも通園制度）	
						木づかい木育推進事業	
						公園施設更新事業	
						保育事業の充実	2-1
						保育人材の育成および確保	
						人権保育の推進	
						保育所（園）の再編整備と小規模園の活性化	
						認可外保育施設等管理運営事業	
						情報化教育推進事業	2-2
						通学手段の確保事業	
						学力向上推進事業	
						部活動指導員配置促進事業	
						キャリア教育推進事業	
						人権同和教育推進事業	
						児童生徒の安全対策事業（教育振興一般経費）	
						ALT配置事業	
						読書活動推進事業	
						教職員研究研修事業	
						児童生徒健康管理事業	2-3
						学校保健管理事業	
						児童館事業	
						放課後児童対策事業	
						病児保育事業	
						こどもの居場所づくり事業	
						地域子育て支援拠点事業【再掲】	
						ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	
						予防接種事業【再掲】	
						伊賀の森っこ育成推進事業	
						放課後子ども教室推進事業	2-4
						地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	
						利用者支援事業（離乳食教室）	
						保育事業の充実	
						特産農産物等振興事業	
						学校給食管理事業	
						給食センター管理運営事業	3-1
						移住・交流推進事業	
						雇用、勤労者対策事業	
						商工振興事業（起業）	
						奨学金等支給事業	
						地方創生推進事業（IGABITO育成事業）	3-2
						20歳の集い開催事業	

第5章 第3期子ども・子育て支援事業計画

1. 第2期計画の振り返り

(1) 第2期計画の実績

第2期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を参酌し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みとそれに対する確保の内容を設定し、こどもや子育て家庭を取り巻く支援環境の整備を進めてきました。

① 教育・保育事業

◆教育・保育事業の進捗状況

単位：人

		1号認定				2号認定		3号認定			
		①量の見込み	②確保方策	育施設 特定教育・保	い確 認を受 けな い 幼 稚 園	①量の見込み	②確保方策	①量の見込み	②確保方策	育施設 特定教育・保	特定地域 型 保育事業
2020年度 (令和2年度)	計画値(A)	204	395	395	0	1,662	1,820	1,045	1,051	1,051	0
	実績値(B)	238	395	395	0	1,567	1,820	668	1,051	1,051	0
	B-A	34	0	0	0	▲95	0	▲377	0	0	0
2021年度 (令和3年度)	計画値(A)	195	395	395	0	1,592	1,970	1,025	1,051	1,051	0
	実績値(B)	197	395	395	0	1,506	1,747	649	1,009	1,009	0
	B-A	2	0	0	0	▲86	▲223	▲376	▲42	▲42	0
2022年度 (令和4年度)	計画値(A)	190	395	395	0	1,542	1,820	1,000	1,051	1,051	0
	実績値(B)	201	395	395	0	1,447	1,698	641	1,008	1,008	0
	B-A	11	0	0	0	▲95	▲122	▲359	▲43	▲43	0
2023年度 (令和5年度)	計画値(A)	183	395	395	0	1,492	1,820	974	1,051	1,051	0
	実績値(B)	193	395	395	0	1,374	1,605	644	901	901	0
	B-A	10	0	0	0	▲118	▲215	▲330	▲150	▲150	0
2024年度 (令和6年度)	計画値(A)	179	395	395	0	1,461	1,820	952	1,051	1,051	0
	実績値(B)	192	395	395	0	1,321	1,582	583	839	839	0
	B-A	13	0	0	0	▲140	▲238	▲369	▲212	▲212	0

各年度4月1日現在

※①量の見込み：こども園の市外児童は含まない。受託児童を含まず、委託児童は含む。

②確保方策：利用定員数による。

2号認定のうち、教育ニーズ（幼児期の学校教育の利用希望が強い者）を含む。

◆保育利用率

単位：％

	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)			2024 年度 (令和 6 年度)		
	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
0 歳児	40.6	34.3	▲6.3	41.8	35.1	▲6.7	42.9	41.3	▲1.6	43.8	39.4	▲4.4	44.9	33.2	▲11.7
1・2 歳児	72.4	61.4	▲11.0	73.7	56.4	▲17.3	75.5	58.4	▲17.1	77.6	65.7	▲11.9	79.3	68.6	▲10.7

※人口各年度 3 月 1 日時点人口（R6 のみ 12 月時点で 3 月末人口がないため 11 月末人口とした） 各 3 月末日 3 歳未満児入所児童数（受託含まず・委託含む、 幼稚園、認定こども園 1 号認定含まず、6 年度は 3 月時点予定児童数）

② 地域子ども・子育て支援事業

◆時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人日	20	17	▲3	19	20	1	19	41	22	18	37	19
②確保方策	人日	51	17	▲34	51	20	▲31	51	41	▲10	51	37	▲14

各年度 3 月 31 日現在

◆放課後児童健全育成事業

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人	828	616	▲212	801	563	▲238	769	623	▲146	744	703	▲41
低学年	人	716	544	▲172	687	482	▲205	659	535	▲124	638	544	▲93
高学年	人	112	72	▲40	114	81	▲33	110	88	▲22	106	66	▲40
②確保方策	人	785	830	45	785	830	45	785	830	45	785	830	45

各年度 3 月 31 日現在

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人日	6	53	47	6	27	21	6	40	34	6	5	▲ 1
②確保方策	人日	6	53	47	6	27	21	6	40	▲ 6	6	5	▲ 1

各年度 3 月 31 日現在

◆地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人回	27,899	14,844	▲ 13,055	27,323	20,861	▲ 6,462	26,645	25,933	▲ 712	26,008	33,752	7,744
②確保方策	か所	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0

各年度 3 月 31 日現在

◆一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人日	11,712	3,348	▲ 8,364	11,216	2,252	▲ 8,964	10,871	8,468	▲ 2,403	10,513	10,563	50
②確保方策	人日	17,500	3,348	▲ 14,152	17,500	2,252	▲ 15,248	17,500	8,468	▲ 9,032	17,500	10,563	▲ 6,937

各年度 3 月 31 日現在

◆幼稚園型を除く一時預かり事業（一時保育）

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人日	3,150	2,970	▲ 180	3,058	2,531	▲ 527	2,975	2,610	▲ 365	2,892	1,998	▲ 894
②確保方策	人日	3,840	2,496	▲ 1,344	3,840	2,252	▲ 1,588	3,840	2,278	▲ 1,562	3,840	1,864	▲ 1,976

各年度 3 月 31 日現在

◆病児保育事業

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人日	365	111	▲ 254	353	478	125	343	612	269	334	506	172
②確保方策	人日	730	78	▲ 652	730	478	▲ 252	730	610	▲ 120	730	506	▲ 224

各年度 3 月 31 日現在

◆ファミリー・サポート・センター事業

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	人日	40	37	▲ 3	39	58	19	37	46	9	37	52	15
②確保方策	人日	—	544	—	—	337	—	—	380	—	—	186	—
未就学児	人日	47	474	427	45	279	234	44	332	288	43	134	91
就学児	人日	40	37 低学年 37 高学年 0	▲ 3	39	58 低学年 40 高学年 18	19	37	46 低学年 2 高学年 44	9	37	52 低学年 25 高学年 27	15
病児対応	人日	2	33	31	2	0	▲ 2	2	2	0	2	0	▲ 2

各年度 3 月 31 日現在

◆利用者支援事業

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	か所	2	1	▲ 1	2	1	▲ 1	2	1	▲ 1	2	1	▲ 1
②確保方策	か所	2	1	▲ 1	2	1	▲ 1	2	1	▲ 1	2	1	▲ 1
基本型・特 定型	か所	1	0	▲ 1	1	0	▲ 1	1	0	▲ 1	1	0	▲ 1
母子保健型	か所	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0

各年度 3 月 31 日現在

◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	件	544	522	▲ 22	529	505	▲ 24	515	476	▲ 39	505	415	▲ 90
②確保方策	件	544	522	▲ 22	529	505	▲ 24	515	476	▲ 39	505	415	▲ 90

各年度 3 月 31 日現在

◆養育支援訪問事業

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
①量の見込み	件	180	166	▲ 14	180	183	3	180	183	3	180	179	▲ 1
②確保方策	件	180	166	▲ 14	180	183	3	180	183	3	180	179	▲ 1

各年度 3 月 31 日現在

◆妊婦健康診査

	単位	2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)			2022 年度 (令和 4 年度)			2023 年度 (令和 5 年度)		
		計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A	計画 (A)	実績 (B)	B - A
① 量の見込み	人	540	542	▲ 2	520	542	▲ 22	510	445	▲ 65	500	455	▲ 45
	人回	7560	6,775	▲ 785	7280	6,485	▲ 795	7140	5,331	▲ 1,809	7000	5,101	▲ 1,899
②確保方策	人回	7,560	6,775	▲ 785	7,280	6,485	▲ 795	7,140	5,331	▲ 1,809	7,000	5,101	▲ 1,899

各年度 3 月 31 日現在

2. 伊賀市における子育て支援の取り組み状況

(1) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園などの状況

① 保育所（園）の状況

保育所(園)については、2024（令和6）年で公立14所(園)、私立13所(園)となっています。就学前児童数の減少に伴い、入所(園)児童数も減少していますが、保育ニーズに応じて統廃合や定員数の見直しを行い、2024（令和6）年の充足率は77.7%となっています。

◆保育所(園)の状況

単位：所（園）・人・％

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
公立保育所（園）数	16	14	14	14	14
私立保育所（園）数	13	13	13	13	13
定員数	2,820	2,705	2,655	2,455	2,370
入所（園）児童数	2,232	2,120	2,044	1,970	1,842
充足率	79.1%	78.4%	77.0%	80.2%	77.7%
0歳児	55	54	44	48	38
1歳児	278	253	261	264	212
2歳児	363	321	320	315	312
3歳児	499	475	435	428	411
4歳児	503	511	481	434	428
5歳児	534	506	503	481	441

資料：保育幼稚園課（各年度4月1日現在）

※受託児童含む。委託児童含まない。

② 幼稚園の状況

幼稚園については、2024（令和 6）年で公立 1 園、私立 1 園となっています。就学前児童数の減少に伴い、入園児童数も減少しています。

◆幼稚園の状況

単位：園・人・％

	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
公立幼稚園数	1	1	1	1	1
私立幼稚園数	1	1	1	1	1
定員数	325	325	325	310	310
入園児童数	188	159	161	161	159
充足率	57.8	48.9	49.5	51.9	51.3
3 歳児	54	42	57	51	52
4 歳児	62	57	49	59	50
5 歳児	72	60	55	61	57

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）

※市外児童含む。市外幼稚園に通う児童は除く。

③ 認定こども園の状況

認定こども園については、2024（令和 6）年で私立 1 園となっており、充足率は減少傾向にあります。

◆認定こども園の状況

単位：園・人・％

	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
公立認定こども園	0	0	0	0	0
私立認定こども園	1	1	1	1	1
定員数	121	121	121	121	121
入園児童数	101	107	101	92	94
充足率	83.5	88.4	83.5	76.0	77.7
0 歳児	1	0	2	0	2
1 歳児	6	7	5	9	7
2 歳児	12	12	11	9	12
3 歳児	27	27	26	19	26
4 歳児	31	27	28	26	22
5 歳児	24	34	29	29	25

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）※受託児童含む。

④ 認可外保育施設の状況

認可外保育施設については、2024（令和 6）年で企業主導型保育事業実施施設が 4 施設、事業所内保育施設が 6 施設、一般型認可外保育施設が 2 施設となっています。

◆認可外保育施設の状況

単位：施設・人

		2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
企業主導型 保育事業実 施施設	施設数	3	4	4	4
	利用者数	49	58	48	50
事業所内保 育施設	施設数	5	5	6	6
	利用者数	43	49	62	54
一般型認可 外保育施設	施設数	2	2	2	2
	利用者数	20	22	17	4

資料：保育幼稚園課（施設数は各年度 4 月 1 日現在、利用者数は各年度 3 月 31 日現在）

※三重県より(各事業所からの運営情報報告)

⑤ 待機児童の状況

待機児童については、2024（令和 6）年で 2 人となっています。

◆待機児童の状況

単位：人

	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
0 歳児	3	1	1	0	1
1 歳児	2	0	2	3	1
2 歳児	0	2	0	0	0
3 歳児	0	0	0	0	0
4 歳児	0	0	0	0	0
5 歳児	0	0	0	0	0
合計	5	3	3	3	2

資料：保育幼稚園課（各年度 4 月 1 日現在）

◆保育所（園）の申し込み状況

単位：人

	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)	2024 年度 (令和 6 年度)
申し込み児童数	2,444	2,249	2,156	2,247	2,214
定員	2,820	2,705	2,655	2,455	2,370
利用児童数	2,232	2,120	2,044	1,970	1,842

資料：保育幼稚園課（申し込み児童数：各前年度 3 月 31 日現在、利用児童数：各年度 4 月 1 日現在）

⑥ 第3子以降保育料無償化の状況

第3子以降保育料無償化実績については、2023（令和5）年で対象児童数は126人となっています。

◆第3子以降保育料無償化の状況

単位：人

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
対象児童数	148	137	133	126

資料：保育幼稚園課（各年度3月31日現在）

※0～2歳児 2015（平成27）年度9月～：無償化
2016（平成28）年度4月～：第1子の年齢制限を撤廃

（2）学校、放課後の居場所などの状況

① 小学校の状況

小学校については、18校あり、2024（令和6）年の児童数は合計3,717人となっています。

◆小学校の状況

単位：校・人

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
学校数	20	19	19	18	18
小学校児童数	4,185	4,033	3,939	3,843	3,717
1年生	652	622	612	574	559
2年生	675	648	623	609	576
3年生	713	670	650	627	612
4年生	697	703	667	658	631
5年生	697	689	702	674	658
6年生	751	701	685	701	681

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

② 放課後等におけるこどもの居場所

放課後児童クラブ（学童保育）については、2024（令和6）年で21か所となっています。児童数は減少傾向にありますが、利用者数は横ばいで推移し、特に小学1年の利用率は概ね増加しており、2024（令和6）年の小学1年生の利用率は42.6%となっています。

その他、地域の協力を得ながら放課後等の居場所づくりとして、放課後子ども教室が市内5か所で開催されているほか、第三の居場所事業も令和6年度から始まっています。

◆放課後児童クラブ（学童保育）の状況

単位：か所・人・％

		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
実施箇所数		20	20	20	21	21
小学1年生	児童数	652	622	612	574	559
	利用者数	231	207	236	235	238
	利用率	35.4%	33.3%	38.6%	40.9%	42.6%
小学2年生	児童数	675	648	623	609	576
	利用者数	206	165	191	187	218
	利用率	30.5%	25.5%	30.7%	30.7%	37.8%
小学3年生	児童数	713	670	650	627	612
	利用者数	107	110	108	122	138
	利用率	15.0%	16.4%	16.6%	19.5%	22.5%
小学4年生	児童数	697	703	667	658	631
	利用者数	42	46	51	42	66
	利用率	6.0%	6.5%	7.6%	6.4%	10.5%
小学5年生	児童数	697	689	702	674	658
	利用者数	21	26	25	18	27
	利用率	3.0%	3.8%	3.6%	2.7%	4.1%
小学6年生	児童数	751	701	685	701	681
	利用者数	9	9	12	6	16
	利用率	1.2%	1.3%	1.8%	0.9%	2.3%
利用者合計		616	563	623	610	703

資料：こども未来課（各年度3月31日現在、令和6年度は4月1日現在）

◆放課後児童クラブ（学童保育）一覧

クラブ名		定員（人）
放課後児童クラブキッズうえの	上野西小学校	40
放課後児童クラブふたば	上野西小学校	70
放課後児童クラブフレンズうえの	上野東小学校	40
放課後児童クラブ第2 フレンズうえの	上野東小学校	60
放課後児童クラブウイングうえの	府中小学校	40
放課後児童クラブ風の丘	友生小学校	60
放課後児童クラブ第2 風の丘	友生小学校	60
中瀬放課後児童クラブ「ネバーランド」	中瀬小学校	30
上野北放課後児童クラブ	上野北小学校	45
三訪放課後児童クラブ	三訪小学校	25
放課後児童クラブ「げんきクラブ」	青山小学校	55
大山田放課後児童クラブ「あっとほうむ」	大山田小学校	30
阿山放課後児童クラブ「ポップコーン」	阿山小学校	50
壬生野放課後児童クラブ	壬生野小学校	40
柘植放課後児童クラブ	柘植小学校	30
西柘植放課後児童クラブ	西柘植小学校	20
島ヶ原放課後児童クラブ	島ヶ原小学校	20
成和西放課後児童クラブ	成和西小学校	30
成和東放課後児童クラブ	成和東小学校	30
合計		775

◆民間の放課後児童クラブ一覧

クラブ名		定員（人）
いが放課後児童クラブ	上野西小学校 上野東小学校	20
放課後児童クラブふえるまーた	上野南小学校	35
合計		55

資料：こども未来課（2024（令和6）年4月1日現在）

◆放課後子ども教室一覧

クラブ名		定員（人）
西柘植放課後子ども教室	西柘植小学校	15
柘植放課後子ども教室	小林区集議所	15
古山放課後子ども教室	旧古山保育園	10
玉滝放課後子ども教室	玉滝地区市民センター	46
寺子屋つばめ	柘植地区市民センター	20

資料：生涯学習課（2024（令和6）年4月1日現在）

◆第三の居場所事業

事業名	定員（人）
いがっこの家 上野忍	20

資料：こども未来課（2024（令和6）年9月1日現在）

③ 日本語指導等が必要な児童の状況

日本語の支援が必要な児童の状況について、保育所（園）・幼稚園・認定こども園では、2024（令和6）年9月1日現在で児童数が125人、世帯数が108世帯となっています。

また、小学校・中学校における日本語指導が必要な児童生徒数については、2024（令和6）年度で364人で、全体の6.3%となっています。

◆保育所（園）・幼稚園・認定こども園における日本語の支援が必要な児童の状況

単位：人・世帯

児童数	世帯数	言語（世帯数別） ※1世帯2言語も含む						
		ポルトガル語	スペイン語	タガログ語 ビザイヤ語	中国語	タイ語	韓国・ 朝鮮語	その他
125	108	55	13	4	4	4	0	37

資料：保育幼稚園課（2024（令和6）年9月1日現在）

◆小学校・中学校における日本語指導が必要な児童生徒の状況

単位：人・%

母語	2020年度 (令和2年度)			2021年度 (令和3年度)			2022年度 (令和4年度)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
ポルトガル語	143	46	189	154	43	197	156	38	194
スペイン語	50	13	63	49	11	60	44	13	57
タガログ語・ビザイヤ語	20	10	30	17	6	23	26	4	30
中国語	14	3	17	14	4	18	16	2	18
タイ語	5	0	5	8	0	8	11	3	14
韓国・朝鮮語	3	0	3	1	0	1	1	0	1
その他	19	0	19	6	1	7	9	3	12
合計	254	72	326	249	65	314	263	63	326
総児童・生徒数	4,186	2,171	6,357	4,033	2,168	6,201	3,939	2,113	6,052
比率	6.1	3.3	5.1	6.2	3.0	5.1	6.7	3.0	5.4

母語	2023年度 (令和5年度)			2024年度 (令和6年度)		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
ポルトガル語	140	42	182	162	35	197
スペイン語	43	12	55	44	13	57
タガログ語・ビザイヤ語	22	7	29	26	13	39
中国語	12	4	16	16	8	24
タイ語	5	4	9	8	5	13
韓国・朝鮮語	0	0	0	2	0	2
その他	49	5	54	28	4	32
合計	271	74	345	286	78	364
総児童・生徒数	3,843	2,064	5,907	3,717	2,039	5,756
比率	7.1	3.6	5.8	7.7	3.8	6.3

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

※「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指しています。

(3) 母子保健の状況

① 母子保健サービス

母子保健法に基づく母子保健サービスについては、出生数の減少に伴い、年々、対象のこども数が減少していますが、どのサービスについても 100%に近い訪問率・受診率となっています。

◆母子保健サービスの状況

単位：件・人・％

		2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)	2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
母子健康手帳 交付	交付数	588	542	542	445	455
乳児家庭全戸 訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん訪問 事業)	対象児数	546	522	505	476	415
	訪問件数	545	522	505	476	415
	訪問率	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0
4 か月児 健康診査	対象児数	542	547	502	492	387
	受診児数	532	542	492	492	387
	受診率	98.0	99.1	98.0	100.0	100.0
10 か月児 健康診査	対象児数	541	600	501	497	445
	受診児数	505	573	498	492	416
	受診率	93.3	95.5	99.4	99.0	93.5
1 歳 6 か月児 健康診査	対象児数	562	525	500	522	488
	受診児数	542	511	492	516	488
	受診率	96.3	97.3	98.4	98.8	100.0
3 歳児 健康診査	対象児数	617	575	571	513	532
	受診児数	593	573	568	503	532
	受診率	96.0	99.7	99.5	98.1	100.0
育児相談 (乳幼児相談)	延べ人数	1,658	827	727	760	969

資料：こども家庭支援課（各年度 3 月 31 日現在）

3. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域という。）」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育て支援法に位置づけられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」を定めることとしています。

本計画においては、これまで同様、市域全体を1区域として各事業の「量の見込み」と「確保の内容」を定めます。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を制限されるものではありません。

対 象 施 設 及 び 事 業 名		区域の設定	第4章の 該当ページ
教育・保育	保育園、幼稚園、認定こども園	市全域	40
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業	市全域	38
	(2) 地域子育て支援拠点事業	市全域	38
	(3) 妊婦健康診査事業	市全域	38
	(4) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	38
	(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域	38
	(6) 子育て短期支援事業	市全域	58
	(7) 子育て援助活動支援事業	市全域	38
	(8) 一時預かり事業	市全域	40
	(9) 延長保育事業	市全域	40
	(10) 病児保育事業	市全域	45
	(11) 放課後児童健全育成事業	市全域	45
	(12) 産後ケア事業	市全域	38
	(13) 乳児等通園支援制度	市全域	38
	(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	40

4. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期

(1) 1号認定

3～5歳児で保育の必要性がないこども（主に、専業主婦（夫）または短時間のパートタイム就労の家庭など）に対し、就学前教育を実施します。

あわせて、3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定されるこどもに対し、就学前教育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	230	215	198	180	177
1号認定	101	95	87	79	78
2号認定（幼稚園希望）	129	120	111	101	99
確保の内容②	360	360	360	360	360
幼稚園	310	310	310	310	310
認定こども園	50	50	50	50	50
②－①	130	145	162	180	183

（施設数の想定）

市内の施設数（か所）	4	4	4	4	4
幼稚園	2	2	2	2	2
認定こども園	2	2	2	2	2

市内の公立幼稚園（1か所）、私立幼稚園（1か所）、私立認定こども園（2か所）で実施します。

(2) 2号認定

3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	1,104	1,031	946	865	852
確保の内容②	1,587	1,587	1,587	1,587	1,587
保育所	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
認定こども園	147	147	147	147	147
②－①	483	556	641	722	735

（施設数の想定）

市内の施設数（か所）	28	28	28	28	28
保育所	26	26	26	26	26
認定こども園	2	2	2	2	2

市内の公立保育所(園) (13 か所)、私立保育所(園) (13 か所)、私立認定こども園 (2 か所) で実施します。

(3) 3号認定

0～2歳児で保育の必要なこども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

① 0歳児

(単位：人)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	151	151	151	151	151
確保の内容②	166	166	166	166	166
特定教育・保育施設	166	166	166	166	166
保育所	151	151	151	151	151
認定こども園	15	15	15	15	15
②－①	15	15	15	15	15

② 1歳児

(単位：人)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	258	257	257	257	257
確保の内容②	296	296	296	296	296
特定教育・保育施設	296	296	296	296	296
保育所	268	268	268	268	268
認定こども園	28	28	28	28	28
②－①	38	39	39	39	39

③ 2歳児

(単位：人)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	297	284	283	283	283
確保の内容②	386	386	386	386	386
特定教育・保育施設	386	386	386	386	386
保育所	351	351	351	351	351
認定こども園	35	35	35	35	35
②－①	89	102	103	103	103

(再掲) 0～2歳児計

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	595	582	581	581	581
確保の内容②	848	848	848	848	848
特定教育・保育施設	848	848	848	848	848
保育所	770	770	770	770	770
認定こども園	78	78	78	78	78
③ - ①	253	266	267	267	267

(施設数の想定)

市内の施設数（か所）	28	28	28	28	28
特定教育・保育施設	28	28	28	28	28
保育所	26	26	26	26	26
認定こども園	2	2	2	2	2

保育士の確保を図りながら、市内の公立保育所(園)、私立保育所(園)、私立認定こども園で実施します。

(4) 保育利用率の設定

年齢別の保育利用率について、次のとおり設定します。

① 0 歳児

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
推計児童数（人）	400	400	400	400	400
利用児童数（人）	99	99	99	99	99
保育利用率	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%	24.6%

② 1 歳児

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
推計児童数（人）	400	399	399	399	399
利用児童数（人）	199	199	199	199	199
保育利用率	49.9%	49.9%	49.9%	49.9%	49.9%

③ 2 歳児

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
推計児童数（人）	416	398	397	397	397
利用児童数（人）	297	284	283	283	283
保育利用率	71.3%	71.3%	71.3%	71.3%	71.3%

④ 3 歳以上児

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
推計児童数（人）	1,526	1,425	1,307	1,196	1,177
利用児童数（人）	1,526	1,425	1,307	1,196	1,177
教育利用	332	309	284	259	255
保育利用	1,104	1,031	946	865	852
施設利用率	94.1%	94.0%	94.1%	94.0%	94.1%
教育利用率	21.8%	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%
保育利用率	72.3%	72.4%	72.4%	72.3%	72.4%

5. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期

(1) 利用者支援事業

① こども家庭センター

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。

あわせて、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：か所)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	1	1	1	1	1
確保の内容②	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

新たに設置したこども家庭センターが各機関との連携拠点となり、利用者支援事業が円滑に進むように調整等を実施します。

② 妊婦等包括相談支援事業

妊婦に対する支援給付とあわせ、妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援事業を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人回)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
確保の内容②	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
②－①	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

就学前のこども（0～2歳）とその保護者等を対象にした子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人回／月）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	3,033	2,985	2,983	2,983	2,983
確保の内容②	3,033	2,985	2,983	2,983	2,983
②－①	0	0	0	0	0
施設数	8	8	8	8	8

子育て包括支援センターを含む公立の子育て支援センター（6 か所）と私立の子育て支援センター（2 か所）で実施します。

(3) 妊婦健康診査事業

安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：回)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
妊婦健診	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
産婦健診	800	800	800	800	800
確保の内容②	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
妊婦健診	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
産婦健診	800	800	800	800	800
②－①	0	0	0	0	0

市内（県内）の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施します。また、県外医療機関で受診した健診費用については、申請により費用助成を実施します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいる家庭を、助産師または保健師が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	400	400	400	400	400
確保の内容②	400	400	400	400	400
②－①	0	0	0	0	0

助産師または保健師による訪問を実施します。また、母子健康手帳交付時には当事業の説明を行います。

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

① 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師、家庭児童相談員などが訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	154	148	142	136	131
確保の内容②	154	148	142	136	131
②－①	0	0	0	0	0

支援が必要な家庭に対し、保健師、家庭児童相談員などによる訪問を実施します。

② 家庭支援事業

より積極的な支援が必要な場合には、訪問支援員による訪問と家事・育児の支援、適切な親子関係の構築を図るための支援、及び養育環境に起因して家庭や学校に居場所のない児童の居場所を確保するための支援など、家庭に対する支援を行います。

● 子育て世帯訪問支援事業

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	100	100	100	100	100
確保の内容②	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

● 親子関係形成支援事業

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：件)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	－	－	10	10	10
確保の内容②	－	－	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

● 児童育成支援拠点事業

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	－	20	20	20	20
確保の内容②	－	20	20	20	20
②－①	－	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などでこども（0～18歳）を一時的に養育または保護します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	90	90	90	90	90
確保の内容②	90	90	90	90	90
②－①	0	0	0	0	0

養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に対応するため、市外の施設に委託します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

家庭においてこどもの世話が一時的に困難となったこどもを、援助会員の家庭などで一時的に預かります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】 (調整中)

(単位：人日／年)

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①					
確保の内容②					
②－①	0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センターの取り組みの周知を図るとともに、活動への協力拡充を図ります。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	6,751	6,304	5,782	5,291	5,207
確保の内容②	27,600	27,600	27,600	27,600	27,600
②－①	20,849	21,296	21,818	22,309	22,393

(参考)

実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
認定こども園	1	1	1	1	1

市内の公立幼稚園（1 か所）、私立幼稚園（1 か所）、私立認定こども園（1 か所）で実施します。

② 保育所等での一時預かり（①以外）（一時保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となったこどもを、保育所(園)等で一時的に預かります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日／年)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	3,692	3,549	3,417	3,294	3,273
確保の内容②	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780
②－①	88	231	363	486	507

(参考)

実施施設数（か所）	15	15	15	15	15
保育所	14	14	14	14	14
その他の施設	1	1	1	1	1

市内の公立保育所(園)、私立保育所(園)、私立認定こども園で実施します。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこども（0～5歳）について、11時間の開所時間を超えて保育を実施します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	22	21	20	19	19
確保の内容②	69	69	69	69	69
②－①	47	48	49	50	50

（参考）

実施施設数（か所）	23	23	23	23	23
保育所	22	22	22	22	22
認定こども園	1	1	1	1	1

保育士の確保を図りながら、市内の公立保育所(園)、私立保育所(園)、私立認定こども園で実施します。

(10) 病児保育事業

保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難なこども（0歳～小学生）を、専用施設で一時的に預かり安静を確保し、保育します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人日／年）

	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
必要利用数の見込み①	622	595	568	543	538
確保の内容②	760	760	760	760	760
②－①	138	165	192	217	222

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	700	667	646	633	580
1 年生	263	251	250	248	202
2 年生	191	180	172	171	170
3 年生	123	119	112	106	106
4 年生	41	39	37	35	34
5 年生	44	43	41	39	37
6 年生	38	36	35	33	32
確保の内容②	865	865	865	865	865
②－①	165	198	219	232	285
施設数（支援の単位：か所）	22	22	22	22	22

(12) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：人日)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み①	78	78	78	78	78
確保の内容②	78	78	78	78	78
②－①	0	0	0	0	0

(13) 乳児等通園支援事業

保育所等に入所していない生後 6 か月以上 3 歳未満のこどもに対し、保育所等において適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通して養育環境などを把握し、子育てについての情報提供、助言などを行います。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：時間／月、人)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み(時間)	817	804	804	804	804
必要利用数の見込み(必要定員)①	5	5	5	5	5
確保の内容②	7	7	22	22	22
②－①	2	2	17	17	17

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

当事業は、新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援を実施するとともに、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するため、職員の加配を支援するものです。さらに、保育無償化の対象とはならないものの、地域で重要な役割を果たしている、就学前のこどもを対象とした多様な集団活動について、その利用料の一部を給付し、保護者の経済的負担の軽減を図るものです。

本市においては、今後、必要に応じて当事業を活用して多様な事業者の参入を促進し、その能力を活用し、特別な支援が必要なこどもなどの受け入れ体制を充実させるとともに、多様な集団活動事業を利用する保護者の経済的負担の軽減を図るなど、子育て支援の環境整備の充実に努めます。

6. 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

認定こども園については、保護者の多様化する就労形態や入所要件に関係なく対応でき、地域のすべてのこどもたちが同一施設で集団生活が行える制度です。

こどもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできるように、また、こどもが認定こども園に通っていなくても「子育て相談」や「親子の集いの場」を保護者に提供するものです。

今後、保育所(園)や幼稚園の認定こども園への移行や設置については、保護者や地域、市内の保育所(園)・幼稚園、関係部局及び私立の設置者等と協議をし、地域の状況に応じて積極的に検討していきます。

また、引き続き認定こども園の制度の周知にも努めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本市における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における本市の関与に際して、適切な指導及び助言等を行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本市のこども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、本市及び事業所同士の連携の強化を図ります。

さらに、就学を迎えるこどもがスムーズに学校生活に入れるよう、こどもの交流や、保育士、教員同士の交流の場づくりを進めることで、保育所(園)、幼稚園、認定こども園と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

また、0歳からの育ちを大切にし、5歳児の就学前までのこどもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減、利便性、事業者の運営等に配慮し、公正かつ適正な給付に努めるとともに、必要に応じて給付方法についての見直しを行います。

※子育てのための施設等利用給付とは、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の無償化は償還払いとなりますので、利用料をいったん施設などにお支払いいただき、市へ給付の申請を行うことで、支払った額の全部または一部を還付するものです。

8. 総合的なこどもの放課後対策の推進

(1) 放課後対策の目標事業量及び取り組み方針

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

2024（令和 6）年度現在において、市内 18 小学校区のうち 17 学区で 21 か所開設されており、定員の合計は 830 人となっています。

今後については、「第 5 章－3－(11)放課後児童健全育成事業」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブでの実施に合わせ、民間参入も考慮しながら、事業を展開していきます。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：人）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
必要利用数の見込み	700	667	646	633	580
目標事業量（定員）	865	865	865	865	865
（施設数）	22	22	22	22	22

② 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

2024（令和 6）年度現在において、市内 18 小学校区のうち 5 学区で 5 か所開設されています。

放課後子ども教室の開設は地域の協力が必要不可欠なため、要望等があれば実施に向けて支援します。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：か所）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
実施計画（開催箇所数）	5	5	5	5	5

③ 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校の敷地内等で実施する放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の数を増やしていく必要があります。

2024（令和 6）年度現在、放課後子ども教室が 4 校区 5 か所で実施されていますが、地域のニーズ及び事業者・受託者の状況についても把握し、質の向上を図ってまいります。

【必要利用数の見込みと確保の内容】

（単位：か所）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
目標事業量（開催箇所数）	5	5	5	5	5

④ 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

【必要利用数の見込みと確保の内容】

(単位：か所)

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
目標事業量（開催箇所数）	5	5	5	5	5

⑤ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

すでに同一の小学校内で両事業を実施している 1 校区から、一体的な体制づくりを検討します。

一体的な実施が難しい場合は、保護者や地域のニーズを踏まえ、両事業を連携して実施できるようにします。そのために、行政では、教育委員会や福祉部局、また、両事業の従事者・参画者が常に情報共有を図り、活動内容や実施日を放課後児童支援員等が把握し、児童の主体的な参加を促すよう配慮します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

児童数は減少しているものの、特別な配慮が必要な児童の指導のため、学校の余裕教室が不足している現状があります。教育委員会が、余裕教室等の使用計画や活用状況等について公表するなど、教育委員会と福祉部局が連携を図り、余裕教室の活用のほか、学校施設の一時的な利用等についても取り組みます。

⑦ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場としての「運営委員会」の開催のほか、「放課後こどもプラン施策検討委員会」の場も活用し、教育委員会と福祉部局が情報共有を行うなど一層連携を図り、地域や学校等の協力も得ながら進めます。

⑧ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態の把握に努めながら、個々の特性を踏まえた支援に努めます。

⑨ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長にかかる取り組み

ニーズに応じ開所時間の延長にかかる取り組みを行っていますが、引く続き、必要に応じて開所時間延長に向けた検討を行います。

⑩ 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割※をさらに向上させていくための方策

集団生活における児童同士の関わりのなかで、主体性を尊重しつつ、自主性や社会性の向上を図ります。

⑪ 放課後児童クラブの役割※を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブでの様子を日常的に保護者に伝えるなど、家庭との情報共有に努めるとともに、信頼関係を構築し、連携した育成支援を図ります。

また、学校等との情報交換、情報共有、職員同士の交流等を行い、児童の健全育成を図ります。

※児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との
 交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊び
 の場」「生活の場」として、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割

(2) 放課後対策の推進体制

実施にあたっては、放課後子ども教室の所管である教育委員会と、放課後児童クラブの所管である福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子ども教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、家庭とも密接に連携し、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つしくみとなるよう、適切な体制づくりに努めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の基本理念である「みんなが主役!! “明るく・楽しく成長し、笑顔そして自信にみちあふれる”伊賀市」の実現に向けて、こども・若者施策に関わるすべての機関、民間団体をはじめ、市民、事業所等の連携・協働のもとで計画の推進を図ります。

その際、将来にわたってこども・若者が希望を持ち、未来の親たちも安心して子育てできるよう、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を持ち、不平等や格差の解消、暴力や虐待の根絶、豊かな自然と経済活動の両立といった持続可能な社会をめざすとともに、他者を受け入れる寛容な心を持つことによる多様性の尊重や、デジタル社会への対応など、未来志向の連携・協働による計画の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画は、計画に位置づけた施策及び事業と、それを評価・モニタリングするための指標（KPI）によって、PDCAサイクルのもと、適切に進行管理していきます。

進行管理にあたっては、「伊賀市こども未来応援会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について点検・評価を行うとともに、庁内においては「伊賀市こども・子育て支援庁内連絡会議」を中心に関係各課の連携を図り、全庁的な体制で取り組みます。

また、こども・若者の意見についても、当事者の声を聞く機会を創出します。

なお、社会経済情勢の変化や法制度の改正にともない、計画内容が大きく変動する場合には、必要に応じて計画の一部見直しを行えるものとします。

3. 計画の公表

本計画は、地域全体、社会全体でこども・若者及び子育て家庭を支援するため、市民一人ひとりが取り組みの重要性を理解し、実践していけるよう、ホームページ等を活用し、本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。